

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
ご意見1 簡潔に意見のみを羅列するが、今回のパブコメ内容を公開し、対処の仕方を公表し、各区議会、清掃一部事務組合議会で意見交換の機会を持つことが 今後の円滑な 23 区の清掃事業には非常に重要と考える。 一組が基本計画を策定することは行政権限であっても その方向性 実現に向けての税の投入は各区に関わる政治課題であり、民主的清掃事業の展開には不可欠と考えるからである。 一組は基本計画策定の姿勢の根底に 「清掃工場は区民の衛生的な生活環境を維持向上させるために必要不可欠な都市施設です。」 「一組は、今後も毎日排出されるごみの確実な処理体制を維持します」という枠にとられ 全ての計画が そこから一步も出ていない。 民主的清掃事業の展開の立場から ① 公債費の増加を前提とした基本計画は見直すべきである。 ② 温暖化対策に対する積極的対策が打ち出されていない基本計画は 都環境確保条例の軽視であり、25%削減を打ち出した国の政策への協力度が低い。 ③ 微量でも慢性的有害化学物質の排出に対する焼却の危機意識が欠落している。 「コレラ蔓延時代の衛生的」焼却処理の発想は見直すべきである。 微量で規制値以下であっても 慢性的有害物質の排出による次世代への影響を無視してはならない。生ごみの処理技術の進歩を取り入れたごみ量の削減に真剣に取り組まねばならない。又、燃やし続ければ限りなく排出されるスラグの処理は努力の方向は書かれているが 技術でねじ伏せたとしても、今後の見通しは困難であることは担当者が一番理解されている事を承知している。 清掃事業を既得権の維持や 焼却炉メーカーの利潤擁護から脱却し 全ての生命の持続可能な循環型社会の構築に向けての 基本計画を策定する権限は一組にはないとの態度は 行政担当者の公務員としての不作為である。	①清掃一組の一般廃棄物処理基本計画は、計画期間内におけるごみ量を推計し、それを安定的に処理するために計画するものです。今回の改定では、このごみ量が減少する見込みとなったことから、施設の廃止を含めた見直しを行い、経費の節減を図っています。 ②本計画は「循環型ごみ処理システムの推進」を計画の目標とし、5つの施策の一つに地球温暖化防止対策の推進を掲げて取り組みを進めることとしています。また、熱エネルギーの一層の有効利用を図るため高効率発電を導入するなど、ごみの中間処理を担う清掃一組として都の環境確保条例を遵守し、また、国の進める循環型社会形成、温暖化対策にも協力していきます。 ③本計画では、環境負荷の低減を施策に掲げ、その取組として環境保全対策を推進することとしています。ごみを焼却処理する過程で発生する有害な物質を燃焼管理により抑制し、削減・無害化して環境負荷を可能な限り低減することとしています。 日量 8,000 トンにおよぶごみの「衛生的」中間処理方法として焼却処理は、現在においても優れた処理方法です。しかし、本編5章、1 効率的で安定した中間処理体制の確保(6)に記載のとおり、清掃一組は今後展開する新しい処理技術についても幅広く調査してその動向の把握に努めてまいります。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
ごみ量・焼却量の減少は 市民の環境意識の高まりもあり喜ばしいことであり、今後とも資源化の努力 製造者責任の徹底 ナフサを始め 始末困難な素材の製造は抑制すべきである。PCB 処理の困難さの教訓に学ぶと同時に 自然エネルギー政策の推進 ごみ発電の限界等 持続可能な循環型社会基本法の趣旨に徹すべきである。生物多様性の発想は欠いてはならない。 核廃棄物の処理も同じ廃棄物として私たちは考えなくてはならない。 ごみ量が減り 焼却量も減る中 既にある予備炉も考慮し各区の削減計画との整合性を尊重し 今後の工場の整備計画の見直しが基本計画では粗末である。 この辺りは(個人名)の提出する意見 指摘に賛同する。 廃ブラも燃やし続けることにより 日本人の人口の十分の一が暮らす都民の健康被害、生活環境が この先 さらに悪化した場合の責任は誰が取るのか。技術で全てを封じこめての 安心 安全は人類の奢りである。 一組職員の方々の個人としての誠実な働き 尽力には感謝しているが 前文に有るごとく 特別区の清掃事業の無責任体制の改善に 一組は勇気を持って区長 一組議会 区議会 区民と誠実に情報を提供し、よりよい清掃事業を目指して意見交換をし、後世に恥じない清掃事業の指導的役割を果たしてほしい。 その思いが基本計画に盛り込まれ 一本でも焼却炉が止まり 建て替えの見直しが実現することを切望し、意見とする。 最後に 私の古希のメッセージ「XX の悲しみ 母性の訴え」を添付する。 全国 都内 共に 1990 年以後 染色体 XY(男性)の死産率は XX(女性)の 2 倍 乳児新生児の死亡率もです。アトピー 喘息 学習障害 ADHD(多動) 自閉 自殺 事故死 全て XY は XX を常に上回っています。精子数の減少 質の低下も問題になっています。不妊 少子化にも関係しているかも知れません。平均寿命は短いです。その原因は複雑で難解です。でも XY は生物としては XX より脆弱です。 しかし、XY も XX も明らかに XX の母体から誕生します。 XX の母体は命がけで産む次世代に 母体内の汚染された物質を胎盤 母乳を通して譲り渡し 母体自らは清まるという反倫理的行為をする生物なのです。何と悲しい何と残酷な生物なのでしょう!!	

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
なればこそ XX の母体は訴えます。 既に東京では 深呼吸も出来ない薄い毒ガスの大気を吸い続けています。 内なる環境の母体をこれ以上 汚染された外部の環境で侵害しないで下さい。 愛する次世代を健やかに誇りを持って産める母性の XX の人権を守るためにも。そのことはXY XX の いのち が健やかに生まれる人権でもあるのです。 いかに多額の税金を投入し、煙突を高くし 公害を防止しても 物を燃やせば有害物質は出ます。特にプラスチックの焼却からは明らかです。今は生ごみを燃やすのは愚かです。持続可能な資源循環型社会 低炭素社会 自然共生社会を目指し 生き延びるためには 焼却大国から脱却は日本の優先課題です。 その根底は予防原則です。 唯一 火を使用できるヒト・人間の責任は重大です。 男女共同参画型社会は母性を大切にする社会でなくてはなりません。 人類をman と称している男性XYは 経済 政治よりもっと大切な環境があることに気づいて下さい。XY を産んだXXの悲しみ 訴えを察して下さい。	

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
ご意見2 ①ごみは量は減少傾向にあり、各区でもごみ減量の努力を積み重ねている。今回の計画では各区と相互の連携・調整が見られないため、家庭系の事業系のごみも実情に合っていない。東京23区清掃一部事務組合の計画に23区のごみ削減計画を反映したスリムな計画にすべきである。＜ごみ量推計＞ ②現在21ある清掃工場のうち、ごみの減量を進め、リサイクルを徹底していくことで、工場の数をもっと減らす事ができる。施設整備が過剰になると、ごみが必要となり減量へのインセンティブも失われ、二酸化炭素の排出・経費の増大など悪循環が止まらない。二酸化炭素の排出は23区で最も排出している事業者であることを自覚し、削減するためにごみを減らし、工場数を減らすことが解決への道である。国でも23区の清掃工場は3施設減らすべきであること、また、全てのプラスチックのリサイクルを進めるという方針を出しており、施設の整備計画はスリムに減すべきである。	①清掃一組の一般廃棄物処理基本計画では、計画期間内のごみ量を予測し、それに対応した計画としています。そのごみ量予測は、特別区長会で定められた「長期的なごみ量推計の手法の検討」に基づき、23区全体として予測する方法をとっています。予測結果は〔本編、第3章、1 ごみ量の予測〕に、予測の根拠と考え方は、〔考え方・資料編、I 計画策定の考え方、1 ごみ量推計〕に記載しています。これまでの調査では、23区における一般廃棄物処理基本計画では平成20年度のごみ量予測値を算出している区は17区で、その合計では、実績値が予測値を約5万4千トン上回り、仮に各区の予測値や削減目標等に清掃一組のごみ量を設定すると、処理できないごみが発生することとなります。そのため清掃一組のごみ量予測値は先に記述した「長期的なごみ量推計の手法の検討」に基づき実際に清掃一組の処理施設で処理しなければならない量という考え方で設定し、計画を作成しています。 ②ごみの減量・リサイクルの推進については、各区がそれぞれの責務としてとりこんでおります。清掃工場の整備については、ごみ量が前回の計画よりも減少となったことから焼却施設の廃止を含めた施設整備計画としています。なお、23区の清掃工場は3施設減らすべきであるとする国の方針はありません。また、国の方針において『廃プラスチック類の取扱いについては、まず発生抑制を、次に容器包装リサイクル法等により広がりつつある再生利用を促進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立は行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である（「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」から）』とされています。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
③生ごみを衛生面から焼却処理してきたが、地球温暖化問題、ピークオイル（石油の供給が今後減り続け、エネルギーの不安定化が起きている）問題に対応するためにも、資源化を本格的に進める時期に来ている。２３区では農地も限られ、生ごみ収集での異物混入を避けることは困難であることから、生ごみの資源化に関してはバイオガス化が最も現実的である。専門家によれば、都市ガスに変わるエネルギーとして生ごみのバイオガスの利用が充分可能であることから、東京ガスなどとも連携し、生ごみのバイオガス化を進めたい。住宅地からなる区で、このような生ごみの資源化施設の整備に使うことが出来る土地は限られており、清掃工場を減らし生ごみの資源化施設へのシフトが持続可能な社会へのめざす方向性である。練馬清掃工場の建て替えが計画されているが、練馬は上記にあげたような住宅地からなる自治体であり、清掃工場が２つもあることは、住民感情として大変な環境面で負担であり、２３区のなかでも不公平感が強い。練馬清掃工場の建て替えを中止し、生ごみの資源化施設にシフトし、地球温暖化問題、ピークオイル問題に対応した新しい生ごみ処理を導入すべきである。＜焼却以外の処理技術＞ ④清掃工場の雨水からダイオキシンが検出されている。その原因も究明されていない中で、雨水を利用することは環境面に配慮した施策とはとてもいえない。環境汚染を拡大させる恐れがあり、そのような計画は中止すべきである。＜雨水利用＞ ⑤スラグの品質が悪く、利用がすすんでいない。また、発電に関しても計画が以前に比べ下降修正されている。プラスチックを焼却することで様々な所で無理を来たし、スラグの品質をさらに悪化させ、灰溶融施設は金食い虫と言われている。また、ごみ焼却の発電効率は上らず、サーマルリサイクルなどと、住民をごまかした言葉で有効性を全面に出しているのは、非常に憤りを感じる。＜スラグ・溶融＞ 東京２３区清掃一部事務組合の役割は毎日のごみを安全に適正に処理し、環境と命を守る事にあり、清掃工場を温存させ、問題を隠し、ごみを燃やしつづける事ではない事を、心に刻み人間の倫理感に基づいて、また子供達の未来に負の遺産を残さないよう、誠実に計画を進めていただくことを心から望んでいる。	③新たな処理技術については、〔本編５章、１効率的で安定した中間処理体制の確保〕に記載のとおり、今後展開する可能性のある技術について幅広く調査し、その動向の把握に努めます。また、練馬工場の建替えについては、〔考え方・資料編 Ｉ計画策定の考え方２焼却施設整備（２）焼却能力と地域バランス〕にあるとおり、練馬工場を含む地域にはほとんど焼却余力がないことから、建替えは必要と考えます。 ④清掃工場などの特定施設から排出される雨水には、ダイオキシン類対策特別措法の排出基準（１ リットルあたり 10 ピコグラム）があり、全工場の雨水排水は、排出基準の範囲内です ⑤清掃一組では、「焼却灰溶融スラグの利用促進等に関する方針」を定め、土木・建設資材として利用するために、環境安全性については、鉛等有害物質がＪＩＳで定めている基準に適合するよう溶出量試験や含有量試験を定期的に行っています。 スラグの利用については大口需要にも応える態勢としてストックヤードの整備等を図っていきます。改定計画では、ごみ推計量の減少等により総発電量も縮小しています。なお、発電効率は高効率発電の導入などにより効率を上げていくこととしています。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
ご意見3 1. 自戒の念を込めて安全操業を目標に掲げるべき 現状の、一組体制は、あまりにも当たり前すぎる「安全な操業」という文言をきちんと目標に掲げる必要があるのではないか。効率的で安定した中間処理体制の確保、環境負荷の低減などは当然のことではあるが、なによりも「安全」な操業は必須条件である。委託であれ何であれ、一組の清掃工場で死亡事故まで起きたということは、徹底した安全教育や安全操業の体制づくりは急務に思う。(当然行っではいることであっても文章化すべき) <安全操業・委託管理> 2. 施設整備計画について 大田清掃工場第一工場と大田清掃工場に併設予定の灰溶融施設は、今後のごみ量の動向を見て改めて検討するとなっているが、具体的に予測ごみ量よりどの程度増えた場合「改めて検討する」するのか。また、具体的にどのように検討方法になるのか明記してほしい。 次の一般廃棄物処理基本計画改定時期より前に検討する必要性が起きた場合は、また前倒しで改定をするようになるのか。それとも、一般廃棄物処理基本計画はそのまま、別途、検討委員会のようなものを作って検討していくのか？ あまりにも漠然としていて、せつかくのごみ減量で清掃工場を減らせるという可能性も、単なる先延ばしなのかと喜びも半減してしまう。 希望としては、「今後のごみ量の動向を見て改めて検討する」などという曖昧なことではなく、思い切って、破碎ごみ処理施設と同様に、明確に「廃止する」としてほしい。<ごみ量・施設整備計画> 3. ごみ処理技術の動向の把握について 第5章の「循環型ごみ処理システムを推進する施策及び取組」で取りあげられている「ごみ処理技術の動向の把握」は、もっともっと前面に押し出して積極的に取り組んでほしい。これまでの「一組の中間処理は焼却処理のみ」という固執したイメージから脱却して、他の中間処理の検討も事業(一つのセクションとして)としての位置づけをすべき。(当然、各処理のメリットもデメリットは情報を公開しつつ検討をすべき。)このような柔軟性こそを多くの区民は求めている。	1. 処理施設の安全な操業については、当然のこととして取り組んでおりますが、第5章 1 効率的で安定した中間処理体制の確保 (3) 中間処理を担う人材の育成及び(4) 運転管理等業務委託の推進の本文内に「安全操業を推進する」表現を加えました。 2. 今回の改定計画では、ごみ量を最終年度で288万トンと予測しています。 (本編：第3章ごみ量予測) この予測の考え方はI計画策定の考え方I ごみ量推計にあるとおり、事業系のごみ発生量については、今般の経済状況に合わせて経済成長率を0.5%と見積もっていますが、今後の景気回復により家庭ごみ、事業系ごみともに増加することも考えられることなどから、今後のごみ量の動向を見て改めて検討するとしたものです。具体的には、おおむね5年ごとに見直す一般廃棄物処理基本計画のなかで改めてごみ量を予測し、全体の焼却予測量をみて施設整備計画を作成する中で改めて検討する予定です。 3. 焼却以外のごみ処理技術については、熱分解によるガス化や油化、コンポスト化、メタン発酵によるバイオガス化やバイオエタノール化などがありますが、いずれも各処理技術に適したごみの確保や残渣物の処理、エネルギー効率、処理費用など検討すべき多くの課題があり、これらの課題を解決する技術については、今後も幅広く調査をしてその動向の把握に努めていきます。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
ご意見4 各区の基本計画では20%程度の減量の予定に対し、計画では一人当たりの排出量は4%減に留まっています。 現在、予備炉等で45基中10基以上が余っている状況に、6工場の整備計画はいりません。 最終処分場がごみで一杯と何でも燃やし始めたら、都はごみが足りないからと埋め立て処理費の値上げを提案してきました、何でも燃やすのをやめませんか。 ごみ処理費は60円位と聞いていますが、収集運搬費と灰溶融費を入れて掛かる費用は？ スラグは売れずに埋め立てているし・・・焼却が最善ですか？水分の多い生ごみ、金属部品の多いバック類 etc・・・他の方法で整備計画を考えて下さい。	23区の策定する一般廃棄物処理基本計画では、減量目標を設けている区も多くあり20%程度の減量目標を設けている区もありますが、これまでの調査では、23区における一般廃棄物処理基本計画では平成20年度のごみ量予測値を算出している区は17区で、その合計では、実績値が予測値を約5万4千トン上回り、仮に各区の予測値や削減目標等に清掃一組のごみ量を設定すると、処理できないごみが発生することとなります。そのため清掃一組のごみ量予測値は実際に清掃一組の処理施設で処理しなければならない量という考え方で設定し、計画を作成しています。 また、平成21年4月時点で、清掃一組の清掃工場は21施設あり、焼却炉の数は42炉です。そのうち、予備炉は、操業協定もしくは裁判の和解条項により稼働が制限されている港工場と杉並工場に各1炉合計2炉のみです。他の炉については、定期点検等の計画停止や故障時以外は稼働している状況です。清掃工場の整備計画については、本編第6章（2）及び考え方・資料編Ⅰ、2焼却施設整備に記載のとおり、ごみ量の変動に合わせた焼却余力や地域バランスを考慮して計画したものです。 ごみの収集・運搬、処理、処分にかかる費用はごみ1トン当たり58,486円（清掃一組「ごみれば2010」）となっております。溶融スラグについては、埋立処分場内での地盤改良等で有効利用されています。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
ご意見5 一般廃棄物処理基本計画は、ごみ量をどう推計するかで内容が大きく変わる。今回、原案において家庭ごみ、事業系ごみ量とも低い予測値を採用し、平成22年度の296万トンから32年度の288万トンへと絶対レベルで減少するとしたことは(図9)、現実を反映したもので当然とはいえ、従来の計画に鑑み一定の評価はできる。しかし、「清掃工場の整備のスケジュール」(図17)をみると、ごみ量が将来にわたって減少するという予測は清掃工場の整備計画に十分に反映していない。とくに目黒清掃工場の解体工事後の計画については強く抗議するものである。 同工場は東京都清掃局時代に「一区一工場」という清掃事業の基本理念に基づいて、多くの住民の反対にもかかわらず、都心に近い住宅地のど真ん中に建てられた経緯がある。 当時「一区一工場」すなわち「自区内処理の原則」で各区に工場の建設計画が浮上したが、目黒工場建設以降ごみ量は大幅に減少し、リサイクルも進んで施設整備計画も変更され、2004年には中野、新宿、荒川区の三工場建設計画が白紙となった。 一方、2000年4月には東京都の清掃事業が各区に移管されたが、可燃ごみの焼却処理(中間処理)は事務組合の責任による共同処理が続行され、当然ながら「自区内処理の原則」は全く死語となったのである。 この間、目黒工場の運営についてはあくまで建設計画の前提であった「自区内処理」を貫徹せよと操業協定の締結、その改定の度に処理量について「目黒区で排出される家庭ごみ量に限定してほしい」と運営協議会や目黒区議会場で訴えてきたが、操業以来17年一度も実現したことはなく、現在も目黒区内より他区からのごみ量の方が上回るという状態で操業が続いていることは、清掃一部事務組合も承知の事実である。 それにもかかわらず、今回の基本計画では、29年度から建替えが予定されている同工場の規模について、現行と同様の「300トン×2炉」としている。これは今までの住民の意思を全く無視するもので、憤りを禁じ得ない。	ごみ量が将来にわたって減少するという予測は清掃工場の整備計画に十分に反映していない。目黒清掃工場は耐用年数がきた時点で廃止すべきである。とのご意見ですが、 本計画でのごみ量予測は計画最終年度で前計画よりも66万トン少ない288万トンと予測しました。また、ごみの季節変動や短期的な変動を踏まえて、焼却余力を12%確保したうえで、減少する予測にあわせて整備計画を見直し、焼却能力に余力が発生した場合には、地域バランスを考慮し、湾岸地域の工場の整備計画変更などで焼却能力を絞ることとしています。計画の期間内では、中防の破碎ごみ処理施設を廃止するほか、大田清掃工場第一工場の建替え時期を今後のごみ量の動向を見て改めて検討することとしました。 目黒清掃工場は、将来のごみ量推計を踏まえ、さらに、各区の収集運搬への影響を考慮すると必要な工場であるため、本計画では平成29年度に建替えることとしました。なお、平成15年の7月の特別区長会において、23区は工場の有る区も無い区も相互に協調連携し、全体の責任として特別区の区域から排出される一般廃棄物の安定的な中間処理体制を確保することを確認しています。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
従来の経緯からすれば、目黒工場は耐用年数がきた時点で廃止すべきである。建替えが始まろうとしている練馬工場は現行の300トン×2炉が250トン×2炉、杉並工場は300トン×3炉が300トン×2炉と、いずれもごみ量減少の予測に対応して縮小されているにもかかわらず、目黒工場については現状維持の建替えを行おうとする根拠はなにか、理解に苦しむ。 また、(2)焼却能力と地域バランスの章では、図4で23区を湾岸地域とその他の地域に分け、「湾岸地域に大きな余力がある一方その他の地域にはほとんど余力がない」と分析している。しかし、図でも分かるように目黒工場は湾岸地域に最も近接しているので、ごみ処理に当たっての「相互援助の精神」…因みに、これは東京都清掃局と清掃一部事務組合担当者が運営協議会その他の場面で地元住民を説得するときの常套句である…から見て、運搬効率から相互援助が一番可能な施設である。従って同工場は建替え時に見直しを可能とする要因が他の工場に比べて最も大きい工場なのである。 目黒清掃工場操業開始にあたって、目黒区議会が「将来、工場建替えに際しては、迷惑施設の公平負担の原則から他に建設地を求めること」(平成元年2月23日付)という事項の入った陳情を採択し、同趣旨を区議会議長・濱田裕次名で「意見書」(平成元年3月31日付)として当時の都知事あてに提出した。この事実の重みは、ごみ事業の一端である中間処理に携わる組織が東京都から清掃一部事務組合に移行したからといって、変わるものではありえない。 また、4.焼却施設の整備のあり方(1)整備計画の基本的な考え方の章にある、「毎日出るごみを燃え残しがないように全量中間処理できる体制を確保するよう」という文言には、本基本計画の目標である「循環型ごみ処理システムの推進」の達成に向けた「地球温暖化防止対策の推進」のためのごみの減量努力の姿勢が全く感じられない。廃プラスチックの混焼を「公害被害なし」として、「燃え残しがないよう」受け入れている限り、清掃工場が「区民の衛生的な生活環境を維持向上させる」都市施設ではあり得ない。 すべての施設整備計画の根本的な見直しを強く求める。	

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
ご意見6 廃プラ焼却の目的であった最終処分量の削減が達成されたにも関わらず、大田区の負担金が平成18年から9倍も増えていることに納税者として納得できません。バブル以降ゴミは自然減量が続き、まして不況下には無駄を出さない努力が働き、さらにごみは減量の傾向にあるはずです。このような状況下にも関わらず「最終処分量が減る＝ゴミ減量」になることが税負担を増やす結果をまねくような事業は見直対象にすべきです。 デフレ、世界恐慌と不況化に、税金を増やし膨張し続ける一部事務組合の経営力に不安を覚えます。 これは、一般廃棄物処理基本計画を事業主体である一部事務組合が手前味噌に作る構造にも問題があるのでしょうか。本来は清掃事業の責任主体は各自治体にあり、そこで策定される計画（分担金を減らす努力目標が意識される）を元に、清掃工場の運営を淡々とこなすのが一部事務組合の仕事だと思います。 また、最終処分場がある限りその土壌・汚水処理が延々と続く構造は、ゴミ減量＝費用削減に繋がらない事業として方向転換が必要です。 5年ほど前に東京都が食品リサイクル施設として、スーパーエコタウンにバイオマス発電を設置しました。この事業の成果をモデルに、今後は「生ゴミ＝食品廃棄物」を焼却の対象から外し、「バイオマス発電の資源」として生ゴミを活用することをお勧めします。バイオマス発電技術開発においても、日本は世界の最先端にあると聞いています。生ゴミを発電に利用するまちづくりの実現が、日本の技術力の集大成を世界に見せる東京の姿にしたいものです。 提案1・前回の「一般廃棄物処理基本計画」の総括（反省）をする。 （一部事務組合ではなく第三者機関が行う体制） 提案2・清掃一部事務組合と各自治体の清掃行政の役割を明確にする。 そのために、23区各自治体が立てる清掃の基本計画を元に、一部事務組合は清掃工場の運営・維持管理に徹する。	提案1について 清掃一組の一般廃棄物処理基本計画については、23区の共同事業として中間処理を担い、そのための計画の策定主体である清掃一組において、進捗状況を把握し、計画の改定の際に、23区や東京都、清掃一組の委員で構成する検討委員会において、それを検証し、改定計画に反映させていくことで前計画の総括をしています。また、各事業の進捗状況や計画の策定について、23区の清掃主管の部長会や課長会においても情報を提供し意見をいただいて、23区の共同事業としての計画が妥当であるかを常に検証しています。 提案2について 23区における清掃事業は、本編第1章に記載のとおり、一般廃棄物の収集・運搬を各区が、中間処理及びし尿の下水投入を清掃一組が、最終処分は東京都に委託して行い、明確に役割分担がなされています。 清掃一組の一般廃棄物処理基本計画では、計画期間内のごみ量を予測し、それに対応した計画としています。そのごみ量予測は、23区の区長で構成する特別区長会で定められた「長期的なごみ量推計の手法の検討」に基づき、23区全体として予測する方法をとっています。一方、23区はごみの減量・リサイクルの推進を担うことから、ごみの削減目標を計画に設けている区もあります。これまでの調査では、23区における一般廃棄物処理基本計画では平成20年度のごみ量予測値を算出している区は17区で、その合計では、実績値が予測値を約5万4千トン上回り、仮に各区の予測値や削減目標等に清掃一組のごみ量を設定すると、処理できないごみが発生することとなります。そのため清掃一組のごみ量予測値は、先に記述した「長期的なごみ量推計の手法の検討」に基づき、実際に清掃一組の処理施設で処理しなければならない量という考え方で設定し、計画を作成しています。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
提案3・ゴミ行政の効率化、予算削減を目標に事業の縮小、方向転換（バイオマス発電）に向け長期目標を立てる。それに沿って各自治体も計画の見直しを進める。 提案4・清掃一部事務組合が考えることではないかもしれませんが・・・、事業見直しから生ゴミを資源として生かす「バイオマス発電」によるまちづくりを計画に盛り込む。大田第1工場を「生ゴミバイオマス発電」施設に。	提案3及び4について 清掃一組の一般廃棄物処理基本計画は、焼却処理等の中間処理を主な内容とした基本計画で、ごみの量や質の変化に対応した効率的で安定した中間処理施設の運営や整備を進めるために策定されるもので、処理施設の整備・維持管理についての経費についても削減できるものについては削減する計画としています。また、生物由来のごみを含む可燃ごみを焼却する清掃工場では、高効率発電の導入を図るなど、一層のエネルギー回収をすすめていきます。焼却以外のごみ処理技術については、熱分解によるガス化や油化、コンポスト化、メタン発酵によるバイオガス化やバイオエタノール化などがありますが、いずれも各処理技術に適したごみの確保や残渣物の処理、エネルギー効率、処理費用など検討すべき多くの課題があり、これらの課題を解決する技術については、今後も幅広く調査をしてその動向の把握に努めていきます。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
ご意見 7 1-1. 立て替えは不要。 既存設備の立て替えは必要ないと思います。既に十分な過剰処理能力があり、現行の低い稼働率を向上させ、予備炉を活かせば、本計画（原案）期間中の立て替え計画は不要なはずです。 1-2. 稼働年数の短さ。 東京23区清掃一部事務組合（「一組」）の12工場中の7工場もが稼働年数25年に満たずに焼却施設を建て替えられてきました。大田第二などは稼働年数18年で停止、立て替え準備中。全国には40年間稼働の施設もみられ、巨額な建設費用がかかる設備の稼働年数がこのように短いのは問題です。＜整備計画 建替え・稼働年数＞	1-1. 本計画でのごみ量予測は計画最終年度で前計画よりも66万トン少ない288万トンと予測しました。また、ごみの季節変動や短期的な変動を踏まえて、焼却余力を12%確保したうえで、減少する予測にあわせて整備計画を見直し、焼却能力に余力が発生した場合には、地域バランスを考慮し、湾岸地域の工事の整備計画変更などで焼却能力を絞ることとしています。計画の期間内では、中防の破碎ごみ処理施設を廃止するほか、大田清掃工場第一工場の建替え時期を今後のごみ量の動向を見て改めて検討することとしました。 1-2 清掃工場の耐用年数は、これまでの実績から25年から30年程度とし、さらに個々の施設状況も考慮して必要な建替えを行います。大田工場第二清掃工場については、不燃ごみの処理残さの専焼工場であったものを可燃ごみの焼却工場に建替えることから通常よりも短い期間で建替えるものです。また、練馬清掃工場については、平成4年に大規模改修により建物を残しプラントのみを改修しましたが、建物部分の老朽化等により施設全体としての耐用年数を超えたことから建替えるものです。他の工場については、稼働年数が25年を超え、老朽化がすすんでいることから建替える計画としています。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
1ー3. ごみ量は減少していたにもかかわらず、可燃ゴミの全量焼却達成の平成9年(1997年)以降も次々と大型焼却炉への立て替えが続行、トラブルの多発する灰溶融施設も加えられ、巨額な建設設備で生じた借金に加え巨額な維持運営費を23区は今後もこれらの設備が稼働している間「一組」への分担金として負い続けねばならず、それが区の財政を逼迫、そのツケは住民にまわってきます。ムダで危険な設備を今後これ以上増やすことには賛成できません。 ■東京二十三区清掃一部事務組合焼却施設(平成21年4月現在) ◆清掃工場：21清掃工場(炉数：42炉) ◆清掃工場焼却能力：12,020t/日(杉並300t/日・港300t/日の予備炉を除く) ＋大田第二清掃工場建て替え計画(300t/日×2炉) ※他にも破碎ごみ処理施設や不燃ごみ分別施設など多数あり ◆灰溶融施設：7施設(炉数：15炉) ◆灰溶融能力：1,150t/日 ＋大田第二工場建て替え計画(140t/日) ◆現状の清掃工場と灰溶融施設の建設費総額：5,908億円 (ごみ焼却炉建設工事入札談合の返還分を差し引いても気が遠くなる数字～) ◆平成21年度の東京二十三区清掃一部事務組合 一般会計歳入歳出予算の総額は、766億400万円 ごみ焼却作業 346億9,911万円 建設費は次の建替えまでは猶予があるが、かかるコストは毎年毎年～ 出典：「東京23区のごみ問題を考える」 http://blog.goo.ne.jp/wa8823/e/2172de7a542b35e17d83e2921e5a11e1	1ー3 23区では、ごみ量の減少にあわせて、平成15年に新宿、中野、荒川の3工場の建設計画を中止しています。また、清掃工場の更新に伴い、板橋清掃工場、多摩川清掃工場、足立清掃工場、品川(旧大井)清掃工場、葛飾清掃工場、世田谷清掃工場で焼却能力を見直し、計3,100トンの焼却能力を縮小しています。本計画でも、ごみ量予測の見直しや灰の発生率の見直しを踏まえて、破碎ごみ処理施設の廃止や大田清掃工場第一工場の見直し、さらに大田清掃工場に併設する予定でいた灰溶融施設についても、今後改めて検討するなど、維持運営経費を含む経費の削減に努めています。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
2. プラスチックごみ混合焼却処理と排ガス・環境への影響 プラスチックごみの焼却の安全性は確認されておらず、中止すべきです。プラスチックごみ混合焼却処理と排ガス・環境への影響に関して、「一組」の発表ではすべて安全、影響なしとなっていますが、公表データの信憑性は公正な第三者機関によって確認されておらず、そのまま信じることはできません。「一組」サーマルリサイクル実証確認結果の確認等検討委員会、区民委員の(個人名)によると、「一組から公表されたデータ以外で、さまざまな問題が起こっています」「実証確認のための排ガス測定は年4回、1回4時間で年16時間しか行われておらず、工場が動く1年間のうち、99.7%は測定していません」とのこと。また「一連の測定調査と分析は、事業主(一組)とは別の第三者機関が主体的に実施すべき」としています。(廃棄物資源循環学会主催「プラスチックごみ混合焼却処理と排ガス・環境への影響」セミナーでの(個人名)氏の平成21年11月27日付け発表より) 3. 本来一般廃棄物処理計画作成主体は各区であるはずなのに(「廃棄物処理法」第6条)、本計画には各区の策定処理計画は見えず、23区それぞれの策定計画がどのように整合されているのかも本計画からは見えてきません。	2 プラスチックごみ混合焼却処理と排ガス・環境への影響について 廃プラスチック混合可燃ごみの焼却実証確認は、全て第三者機関である環境計量士の資格を有する計量証明事業の登録及び認定特定計量証明事業者の認証を有している分析機関に測定を委託して実施し、測定データについては、清掃一組ホームページで公表しています。また、大気汚染防止法で規制されている、ばいじん、塩化水素、いおう酸化物、窒素酸化物については、清掃工場に備え付けられた自動測定装置により常時監視・制御を行っています。ダイオキシン類については、極めて微量であることから連続的に測定することはできませんが、国の定めた維持管理基準に基づき、バンカ内でごみを均質になるように攪拌したうえで、焼却量、燃焼温度、一酸化炭素濃度などを管理して焼却処理することで、ダイオキシンの抑制される管理を行っています。このように安定的に燃焼管理することと公害防止装置を適正に管理することで、測定期間以外で特に排出量が多くなるようなことはありません。したがって、多少の変動はあるもののこれらの測定で把握できるものと考えます。 3 清掃一組は、23区のごみの中間処理を担うため23区によって設置された特別地方公共団体で、その権能に基づき廃掃法第6条に基づく一般廃棄物処理基本計画を策定しています。 また、清掃一組の一般廃棄物処理基本計画では、計画期間内のごみ量を予測し、それに対応した計画としています。そのごみ量予測は、23区の区長で構成する特別区長会で定められた「長期的なごみ量推計の手法の検討」に基づき、23区全体として予測する方法をとっています。一方、23区はごみの減量・リサイクルの推進を担うことから、ごみの削減目標を計画に設けている区もあります。これまでの調査では、23区における一般廃棄物処理基本計画では平成20年度のごみ量予測値を算出している区は17区で、その合計では、実績値が予測値を約5万4千トン上回り、仮に各区の予測値や削減目標等に清掃一組のごみ量を設定すると、処理できないごみが発生することとなります。そのため清掃一組のごみ量予測値は先に記述した「長期的なごみ量推計の手法の検討」に基づき実際に清掃一組の処理施設で処理しなければならない量という考え方で設定し、計画を作成しています。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
4. 平成7年(1997年)旧厚生省はごみ処理広域化計画の通告を出し、以後それに沿って全国に大型連続焼却施設が地域住民の反対運動にもかかわらず建設されて来ました。本計画書を読むと東京はそれ以前からそのモデル都市だったことがよくわかります。広域化計画にあわせた国の「循環型社会形成推進」とは全国に危険な大型焼却炉と灰溶融炉を作ることでした。ごみの排出を減らす方向に力点を置かず逆にごみが減ると困る連続焼却炉が多数できあがりました。旧厚生省から現環境省にバトンタッチされた「循環型社会形成推進交付金」はこうした大型焼却炉や灰溶融炉を作らせるためのもので、「循環型社会形成」を推進するものではなく阻害するものとなっています。自民党から民主党に政権が変わり、仕分け作業で「循環型社会形成推進交付金」の10%縮減が決まりました。どんなごみでもなんでも燃やせばいいとの焼却路線から安全で必要最低限の焼却路線に一日も早く軌道修正されるべきだと思います。＜国の施策・焼却以外の処理技術＞ 5. 灰溶融施設と溶融スラグの危険性 灰溶融施設の事故も全国で多発しておりお金ばかりかかる危険施設の代名詞になっています。プラスチック混合焼却により焼却灰の毒性は高まっていると思われ、それを溶かして得られるスラグの有効利用は後世に禍根を残すものと思われま	4. 国の目指す循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制、再生資源のリサイクルや廃棄物の適正な処分によって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を目指すもので、清掃一組ではこれらの考え方を踏まえ一般廃棄物処理基本計画を策定しています。 5. 灰溶融処理については、溶融処理技術検討委員会の検討結果に基づいて、省エネルギーや経費削減に向けて取組んでいます。また、溶融スラグについては、「焼却灰溶融スラグの利用促進等に関する方針」を定め、土木・建設資材として利用するために、鉛等有害物質がJISで定めている基準に適合するよう溶出量試験や含有量試験を定期的に行い、安全性を確保していきます。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
ご意見8 (ごみ量の推計について) 一般廃棄物処理基本計画は、ごみ量をどう推計するかで内容が大きく異なる。これまでの一組の推計値は、毎年減少してきた現実のごみ量の推移を反映しておらず、今後もごみ量が増大するというものであり、土台の数字に納得ができなかった。しかし、今回の原案では、家庭ごみ、事業系ごみ量ともに低い予測値を採用しており、平成22年度の296万トンから平成32年度の288万トンへと減少することとしたことは、現実を反映すれば当然のことではあるが、従来の計画に比べて妥当だと思えた。したがって、今後の清掃工場計画がこれまでとは違っていくのだろうという期待を抱いたが、これは誤りであった。 (清掃工場の整備スケジュールのおかしさ) 「清掃工場の整備のスケジュール」をみると、ごみ量が将来にわたって減少するという予測が清掃工場の整備計画にきちんと反映しされていない。特に私たちが住む目黒に建つ目黒清掃工場の解体工事後の計画については、住民として強く抗議せざるをえない。目黒清掃工場は東京都清掃局時代に「一区一工場」という清掃事業の基本理念に基づいて、多くの住民の反対にもかかわらず、都心に近い住宅地のど真ん中に建てられたという経緯がある。 当時は「一区一工場」すなわち「自区内処理の原則」で各区に工場の建設計画が浮上したが、目黒工場建設以降ごみ量は大幅に減少し、リサイクルも進んで施設整備計画も変更され、2004年には中野、新宿、荒川区の三工場建設計画が白紙となった。 2000年4月には東京都の清掃事業が各区に移管されたが、可燃ごみの焼却処理(中間処理)は一部事務組合の責任による共同処理が続行され、当然ながら「自区内処理の原則」は全く死語となったのである。	ごみ量が将来にわたって減少するという予測は清掃工場の整備計画に十分に反映していない。目黒清掃工場は耐用年数がきた時点で廃止すべきである。とのご意見ですが、 本計画でのごみ量予測は計画最終年度で前計画よりも66万トン少ない288万トンと予測しました。また、ごみの季節変動や短期的な変動を踏まえて、焼却余力を12%確保したうえで、減少する予測にあわせて整備計画を見直し、焼却能力に余力が発生した場合には、地域バランスを考慮し、湾岸地域の工事の整備計画変更などで焼却能力を絞ることとしています。計画の期間内では、中防の破砕ごみ処理施設を廃止するほか、大田清掃工場第一工場の建替え時期を今後のごみ量の動向を見て改めて検討することとしました。 目黒清掃工場は、将来のごみ量推計を踏まえ、さらに、各区の収集運搬への影響を考慮すると必要な工場として、本計画では平成29年度に建替えることとしました。 なお、平成15年の7月の特別区長会において、23区は工場の有る区も無い区も相互に強調連携し、全体の責任として特別区の区域から排出される一般廃棄物の安定的な中間処理体制を確保することを確認しています。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
この間、目黒工場の運営についてはあくまで建設計画の前提であった「自区内処理」を貫徹せよという操業協定を締結し、その改定のたびに処理量について「目黒区で排出される家庭ごみ量に限定してほしい」と運営協議会や目黒区議会の場で訴えてきたが、操業以来17年間一度も実現したことはない。現在も目黒区内より他区からのごみ量の方が上回るという状態で操業が続いていることは清掃一部事務組合も承知のまったく納得できない事実である。 今回の基本計画では、29年度から建替えが予定されている同工場の規模について、現行と同様の「300トン×2炉」としている。この設定の理由は何なのか？ごみ量の減少を前提にしながら、縮小計画ではなく、この計画量の多さは何を意味するだろうか？これは、今までの目黒住民の意思や願いを全く無視するものであり、見過ごすことができないし、心から抗議したい。これまでの経緯を考えれば、目黒工場は耐用年数がきた時点で廃止すべきなのである。 建替えが始まろうとしている練馬工場は現行の300トン×2炉が250トン×2炉、杉並工場は300トン×3炉が300トン×2炉と、いずれもごみ量減少の予測に対応して縮小されているにもかかわらず、目黒工場については現状維持の建替えを行おうとする根拠はなにか、本当に理解に苦しむところだ。 また、(2)焼却能力と地域バランスの章では、23区を湾岸地域とその他の地域に分けて、「湾岸地域に大きな余力がある一方その他の地域にはほとんど余力がない」と分析している。しかし、図でも分かるように目黒工場は湾岸地域に最も近接しているのであり、ごみ処理に当たっての「相互援助の精神」——ちなみに、これは東京都清掃局と清掃一部事務組合担当者が運営協議会その他の場面で地元住民を説得するときの常套句と聞くが、運搬効率から相互援助が一番可能な施設である。従って同工場は建替え時に見直しを可能とする要因が他の工場に比べて最も大きい工場なのである。 目黒清掃工場操業開始にあたって、目黒区議会が「将来、工場建替えに際しては、迷惑施設の公平負担の原則から他に建設地を求めること」(平成元年2月23日付)という事項の入った陳情を採択し、同趣旨を区議会議長・濱田裕次名で「意見書」(平成元年3月31日付)として当時の都知事あてに提出した。この事実の重みは、ごみ事業の一端である中間処理に携わる組織が東京都から清掃一部事務組合に移行したからといって、変わるものではないはずだ。	

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
(循環型ごみ処理のシステムの推進や温暖化防止対策に反している) 4. 焼却施設の整備のあり方の(1)整備計画の基本的な考え方の章にある、「毎日出るごみを燃え残しがないように全量中間処理できる体制を確保するよう」という文章には、本基本計画の目標である「循環型ごみ処理システムの推進」の達成に向けた「地球温暖化防止対策の推進」のためのごみの減量努力の姿勢が全く感じられない。廃プラスチックの混焼を「公害被害なし」として、「燃え残しがないよう」受け入れている限り、清掃工場が「区民の衛生的な生活環境を維持向上させる」都市施設ではあり得ない。持続可能な社会に向けた大転換は、ごみ行政・処理システムの抜本的なシステム変更にもつながるものであるべきである。 すべての施設整備計画の根本的な見直しを強く求める。 <整備計画・目黒工場建替>	

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
ご意見9 1. 計画改定にあたっての基本的考え方の公表とパブリックコメントの反映について 原案策定以前の公表と区民意見募集を実施したことは評価いたします。しかし、原案に区民意見や要望などが反映される結果となっていないことは、たいへん残念です。原案に対する意見・要望を可能な限り計画に反映し、23区民のための計画とすることを求めます。 <意見の反映> 2. ごみ量予測と施設整備計画について ごみ量予測は23区が決定した「長期的なごみ量推計の手法」を用いて予測したとのことですが、「長期的なごみ量推計の手法の検討」では、その予測量に加え、23区が必要に応じて「目標値」等を独自に推計し、区の計画にその両方を記載することが示されています。 現行計画においても各区はごみ減量の目標値を明記しており、実際のごみ量は今回示された予測量よりも減少することは明確です。 よって施設整備計画はそれぞれの時点でのごみ量実績にもとづき、23区間で十分に議論を行った上でその都度見直す必要があります。「策定の考え方」の8ページには「焼却余力に余裕が発生した場合には全体の焼却能力を絞る必要がある」「再度計画を見直す必要が生じることも考えられ、柔軟に対応できるようにしておく必要もある」ことが記載されていますが、計画の本編にこの点を明記することを求めます。 3. 施設整備の標準整備期間について 建て替えを行う際、土壌汚染があった場合の対策も見込むことを求めます。 4. 別途処理が必要な廃棄物について スプリングマットレスは製造事業者等による回収・適正処理の実現を23区と連携して進めること、畳や皮革などについても排出事業者の自己処理責任の徹底を検討することが「策定の考え方」に明記されたことに期待します。より明確にするために、本編に記載することを求めます。	1. 原案に対する意見・要望については、当組合の考え方をお答えしたとおりです。原案の作成前に意見・要望として頂いたものの中には、大田清掃工場の灰溶融施設の見直しのように、一組で検討を進めた考え方と同様の意見をいただくなどしております。 2. 各区が担うごみ減量、リサイクルの推進の取組として各区の一般廃棄物処理基本計画に予測量に加えて目標値を独自に推計しその両方を記載することは可能ですが、これまでの調査では、23区における一般廃棄物処理基本計画では平成20年度のごみ量予測値を算出している区は17区で、その合計では、実績値が予測値を約5万4千トン上回り、仮に各区の予測値や削減目標等に清掃一組のごみ量を設定すると、処理できないごみが発生することとなります。そのため清掃一組のごみ量予測値は先に記述した「長期的なごみ量推計の手法の検討」に基づき実際に清掃一組の処理施設で処理しなければならない量という考え方で設定し、計画を作成しています。 本編・考え方資料編の構成は、計画期間に実施する取組を簡潔に記載したものが本編、その考え方や資料となるものを考え方資料編としてまとめておりますが、原案の公表のとおりこれらを踏まえてとして清掃一組の一般廃棄物処理基本計画としております。 3 計画書本編には、清掃工場の整備計画として標準的な整備期間を記載しております。土壌汚染等への対応が生じた場合には、この期間を超えることもあります。 4. 本編・考え方資料編の構成は、計画期間に実施する取組を簡潔に記載したものが本編、その考え方や資料となるものを考え方資料編としてまとめておりますが、原案の公表のとおりこれらを踏まえて清掃一組の一般廃棄物処理基本計画としております。スプリングマットレスについては、23区とともに業界団体への働きかけをすすめていきます。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
5. 運転管理等業務委託の推進について 平成 23 年までに 15 工場程度を外部委託することが示されていますが、22 年度の 2 工場委託計画は一部見直し、縮小を図ると聞きます。これは清掃工場の現場から指摘されている外部委託の問題・課題を踏まえた対応であることから、この点を十分反映した外部委託計画に改めることを求めます。 <業務委託> 6. ごみ処理技術の動向の把握について 焼却だけでなく、バイオガス化やバイオエタノールなど可能性のある技術について調査・動向把握を行うことが示されたことで、今後の 23 区清掃事業が焼却・埋め立てにとどまらず、資源循環型に展開していくことに期待します。ごみの有効活用の道をぜひ切り拓いてください。 <焼却以外の処理技術> 7. 最終処分場の延命化について 主灰の全量溶融処理、スラグの品質向上等がごく簡単に記載されていますが、現状の焼却灰溶融処理の課題、灰の発生量を現行計画の 10%から 8%に見直すこと、全量処理を達成させるための計画、スラグの有効利用などについて、詳細を示す必要があります。「策定の考え方」に記載するのではなく、本編に明記することを求めます。 <本編・考え方資料編の構成><溶融・スラグ>	5. 運転管理委託の推進については、民間技術の活用と効率的運営のため行っていますが、個々の年度における委託工場数等については、委託管理体制を踏まえてすすめていきます。 6. 焼却以外のごみ処理技術については、熱分解によるガス化や油化、コンポスト化、メタン発酵によるバイオガス化やバイオエタノール化などがありますが、いずれも各処理技術に適したごみの確保や残渣物の処理、エネルギー効率、処理費用など検討すべき多くの課題があり、これらの課題を解決する技術については、今後も幅広く調査をしてその動向の把握に努めていきます。 7. 本編・考え方資料編の構成は、計画期間に実施する取組を簡潔に記載したものが本編、その考え方や資料となるものを考え方資料編としてまとめておりますが、原案の公表のとおりこれらを踏まえて清掃一組の一般廃棄物処理基本計画としております。 灰の発生量はこれまで、焼却したごみ量に対して約 10%(重量比)と推計していましたが、灰溶融施設の整備により、実績では飛灰が 2%、主灰は金属類などの溶融不適物を除いて 6%となり合計で 8%となりました。 また、溶融スラグについては、「焼却灰溶融スラグの利用促進等に関する方針」を定め、土木・建設資材として利用するために、鉛等有害物質が J I S で定めている基準に適合するよう溶出量試験や含有量試験を定期的に行い、安全性を確保していきます。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
8. 地球温暖化防止対策の推進について 焼却施設が、基本的に大量に温室効果ガスを排出する施設であることをかんがみ、まず、地球温暖化防止に努めることを謳うことを求めます。熱エネルギーの有効利用は2の次でよく、まず第1は、排出削減です。 またごみ発電の予測が前計画から下方修正されていますが、この理由を示すことを求めます。 さらに（2）地球温暖化防止対策への適切な対応として、法律等の遵守・対応が述べられていますが、昨年改正された東京都環境確保条例の遵守についても明記することを求めます。 ＜地球温暖化防止＞	8. 生物分解性のごみの埋立は、温室効果が二酸化炭素よりも高いメタンガスを発生することから、その中間処理はこれまでも地球温暖化防止に寄与してきました。本計画は「循環型ごみ処理システムの推進」を計画の目標とし、5つの施策の一つに環境負荷の低減と地球温暖化防止対策の推進を掲げて取り組みを進めることとしています。また、熱エネルギーの一層の有効利用を図るため高効率発電を導入するなどし、他の発生源から排出される温暖化ガスの排出量の削減をすすめていきます。発電予測量の減少は、ごみ量の減少等により予測値が減少したものです。清掃一組は適用となる法令等は全て遵守します。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
ご意見10 1. サーマルリサイクルによるごみ性状の大幅な変化について、表1のごみ組成でプラスチックがサーマル前より割合が2倍程度増えたことは読み取れるが、その影響による必要な基本計画の改訂とはどんなことなのか。具体的な処理対応の変化による追加または必要なくなった処理内容などを項目立てして示すことが必要である。 原案では、その点がしっかり示されておらず不十分である。 <廃プラサーマル影響> 2. 「長期的なごみ量推計の手法」は、特別区長会で了承されたところだが、特別区長会は任意団体であり法的な決定権はない。23区各区の議会の議論を経て採択される必要がある。その手順は踏んだのでしょうか。いつ、どのような議会の議論を経て採択されたのか各区それぞれの議事録を示す必要がある。 なぜなら、長期的なごみ量推計の手法は、清掃工場の整備計画の基本となるものであり一組を共同運営する23区の費用負担に直接大きな影響が及ぶため、23区の区民が納得するごみ量推計の手法であることが大変重要であり、必要不可欠である。 3. 今回用いられている「長期的なごみ量推計の手法」は前回と同じ手法だが、この手法での人口予測は23区各区が行った予測か？ 本来、各区がそれぞれ出した人口予測を基本計画案にも表にして示すべき。 4. 事業系のごみ発生量の推計については都内総生産量の成長率だけでなく、受け入れ手数料のさらなる値上げ等でも抑えることが可能であることから、値上げの時期と額も計画に加えた上で発生量を再推計することが必要。	1. 本計画で記載した施設整備計画を含む施策体系は、第2章に記載した23区の概況とごみ処理の現状に記載された内容を踏まえ作成しています。サーマルリサイクルの本格実施によるごみ量、ごみ質の変化もこの現況に含まれていることから現況の一部を捕らえて項目立てすることとしていません。 2. 「長期的なごみ量推計の手法」は、各区や清掃一組が一般廃棄物処理基本計画を策定する際にも用いる手法として、各区が統一的に用いるものとされ、23区が協議して作成したものです。各区議会への対応は各区の判断で行われています。 3. 本編第2章に記載のとおり、各区の人口予測については、人口予測の有無、策定年度の違いがあることなどから、清掃一組の一般廃棄物処理基本計画では、「東京都の人口（推計）」による23区の人口予測を用いています。 4. 手数料の改定については、23区と清掃一組が協議し改定時期等を統一して行うこととしており、今後の改訂の日程は示されていません。清掃一組の一般廃棄物処理基本計画は現時点のデータに基づいて策定しています。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
5. サーマルリサイクルによる廃プラスチックの焼却は、容リ法に則ったリサイクルにどうしても回せないものだけであることを本計画では明確に示すべきである。さらに、この23区の一組によるサーマルリサイクルによる廃プラスチックの焼却は、家庭系のごみだけであり、持ち込みごみ等ではプラスチックは可燃ごみとして工場に搬入できないことも合わせて明記し、企業や事業者による事業活動による廃棄物はプラスチックも含めて、きちんと自己処理するようことを示すこと。また事業者が責任を持って処理することを促す意味でも4に示した手数料の値上げは有効であり、基本計画にも盛り込むべき内容である。 6. 前回よりごみ量推計が最終年度の平成32年に66万トン減っている。しかし、本計画実施予定である平成22年から26年までの5年間でも40万トンから50万トン減である。これらは第6章の施設整備計画にも反映し、大田第一工場(600トン)の休止だけでなく、焼却余力を12%、平均稼働日数293日とした場合、少なくとももう一つ600トンクラスの焼却炉の休止を目指した計画案を出すべきである。また、これまで予備炉として使わなかった炉も全て稼働させるべきである。なぜなら、ごみの減量に伴う炉の休止から廃炉に至る道筋こそ、建替えや維持管理メンテナンス費用が不要になり、一組の最大の課題の一つである運営コスト削減に直結するからである。 7. 5章では第4章の2にある施策の体系について具体的に示しているが総じて書き込みが不十分である。特に1の(2)の安定稼働の確保、(6)ごみ処理技術の動向の把握は、専門のプロ集団の記述とは思えないほど抽象的であり、素人でもこの程度の記述は可能である。(2)の安定稼働の確保では、変化に対応する運転とはどういうことか、処理困難物の未然防止策とはどのような計画であるか、具体的な計画内容を示した説得力のある内容を示すべきである。(2)と(6)だけを具体的に挙げたが、それ以外もほとんど残念な内容である。ぜひ、23区民が読んで納得する充実した内容に改めることを求める。 ＜本編・考え方資料編の構成＞	5. 廃プラスチックのサーマルリサイクルについては、資料編ごみ処理の沿革(3)廃プラスチックのサーマルリサイクルの影響とその対応に記載のとおり、再生利用を進めるとともに、残ったものを可燃ごみとして清掃工場で焼却処理し、熱エネルギーとして発電等に有効利用するものです。また、本編第5の1効率的で安定した中間処理体制の確保に記載のとおり適正搬入を促進するため、指導・監視の強化を掲げております。また、清掃一組処理施設への搬入の際に容易にリサイクルルート回すことが出来るものについての搬入指導は実施しています。事業者への排出指導については、23区が実施しています。 6. 本編6章施設整備計画に記載のとおり、清掃工場の整備には約9年間の整備期間を要するため、焼却余力、地域バランス、耐用年数も加味して施設整備計画を作成しており、安定的な処理体制を確保するうえで、必要な焼却余力を越える状態が一時的に生じることがあります。 7. 本計画の本編では、多くの区民の方に御覧いただけるよう計画期間に実施する取組を簡潔に記載しています。その背景など考え方や資料については、考え方、資料編により詳しくして取りまとめこれらを踏まえた本編の構成としています。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
8. 表7のごみ発電の実績と予測の書き方を改める必要がある。発電量や電力消費量、売電量は各工場別にし、焼却による発電量、それに伴う場内消費電力量、灰溶融炉がある工場はそこでの消費電力量、そして売電量、というように工場ごとのわかりやすいエネルギーの発電と消費がないと説得力に欠ける。これでは前回と同じ書き方で改訂が不十分である。 <発電・工場別の状況> 9. 地球温暖化対策としては、煙突からの白煙防止の廃止を盛り込むべきである。排ガスを100℃下げることによる直接的な温暖化対策に加え、都内ではヒートアイランド対策にも貢献する。すでに環境省が実証実験を佐賀県の清掃工場で実施しており支障がなかったことが公になっている。ヒートアイランドが顕著な都心部に21もの工場があり60基ほどの炉がある一組としては、ぜひ一日も早く取り組むべき有用な政策であり、計画に追加することを強く求める。 10. 施設計画の事業費の試算にある国からの交付金は、現政権の事業仕分けによってすでに減額されていることから、この試算は妥当ではない。再考の上、出来る限り現実に沿った数字に改めることが必要。また、ごみの減量推計に合わせ焼却炉の休止を盛り込んだ時の事業費の数字も併記することが必要である。 11. 第5章4の(2)5の(1)の記述はほとんど計画が示されておらず不十分としか言いようがない。灰の処理過程でこれまで起こったさまざまな問題点を示した上で、解決策や今後5年間で解消できるように努力すべき課題を具体的にあげることが必要である。 なぜなら、そのことによって23区各区がごみの収集に強い責任感を持ち、ごみ質が焼却後の主灰や飛灰の質に影響を与えることを充分自覚することが重要である。また23区民が灰の溶融処理が抱える課題山積の現状を理解することが、ごみの減量や分別意識の高まりにつながり、最終処分場の延命と工場の安全稼働にも繋がる。 <本編・考え方資料編の構成>	8. 清掃一組では全ての清掃工場が互いに連携、補完し合い23区の間処理を担うものであり、一般廃棄物処理基本計画も清掃一組全体としての取組を記載しています。 9. 白煙防止の廃止については、エネルギーの有効利用の観点からの検討が必要と考えますが、景観等の問題も含むことから地域の区民の皆様の理解を得ながらすすめる必要があると考えます。 10. 事業費の試算は、現行の交付金要綱等に基づく現時点での試算です。新たな基準は現時点では示されていません。また、清掃一組の一般廃棄物処理基本計画におけるごみ量予測の目的は安定的で効率的なごみ処理体制を確保し、23区内から発生するごみを確実に処理することにあります。したがって、ごみの減量推計は行っていません。 11. 本計画の本編では、多くの区民の方に御覧いただけるよう計画期間に実施する取組を簡潔に記載しています。その背景など考え方や資料については、考え方、資料編により詳しく取りまとめた構成としています。原案の公表のとおりこれらを一体として清掃一組の一般廃棄物処理基本計画としております。 灰処理過程での資源回収については、考え方編5溶融スラグ有効利用により詳しく記載しています。また、焼却灰の全量処理については、同じく考え方編4焼却灰の処理に記載しています。灰溶融処理については、溶融処理技術検討委員会の検討結果に基づいて、省エネルギーや経費削減に向けて取組んでいます。 。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
12. 現状ではスラグは新海面処分場の地盤改良材としてその多くが使われているが、実質的には最終処分場への埋め立てに他ならない。しかも飛灰の質のばらつきから飛灰はスラグにせず、混練りによって最終処分場に埋め立てられている。灰の熔融技術はまだ発展途上にあり、これ以上税金をつぎ込んで継続や増設するのは止め、灰の生成量を減量するための政策を計画に盛り込むべきである。ほとんど埋め立てているような状態であるスラグ1トン当たりの費用はあまりに高額であり費用対効果にも疑問がある。一組の資料でも示している通り、国も平成15年の通達で一定の条件を満たせば熔融固化施設を有することを義務づけてはいないこと最大限に生かす計画を策定すべきである。これらスラグ生成にかかる各施設ごとの費用も計画案の中に盛り込むべき。 <熔融・スラグ> 13. 5章1の(6)では、CO2の大量発生と最終処分場の逼迫という2つの問題をクリアするため焼却処理や埋め立て処理を最小限度にしていくための焼却に頼らない処理や有効利用法について、どんなことを調査研究し実証実験等をしたいと考えているのか平成32年までの10年以上について具体的言及がないのはきわめて消極的である。今後の循環型社会や温暖化防止、資源の有効利用などを踏まえた、今後あるべき一組としての廃棄物処理の姿を示すべきである。 <焼却以外のごみ処理技術> 14. 本計画に安全稼働を担保するための政策について言及がないのは非常に不安であり不満である。現状の年2回のダイオキシン測定は293日平均稼働中の時間に直すと7032時間中のたった8時間であり、年間稼働中の1%にもみえない。稼働中のほぼ99.9%はダイオキシンがどうなっているかわからない状況である。この状況でできるだけ稼働中は100%監視できる状態にするための計画を盛り込むことが必要である。また、現在ほとんどの工場で常時監視できるようになった水銀の数値のリアルタイムの公表や鉛やカドミウムの常時測定等なども常時監視と公表が順次できるように計画に盛り込むことを求める。	12. 熔融スラグの有効利用については、埋立処分場内でサンドマットなどの地盤改良材として多くが有効利用されていますが、これは山砂などの自然材の代替品として利用されるもので、採掘による環境破壊や海外からの輸入などの輸送に伴うCO2発生量の削減にも寄与するものと考えられます。 灰熔融処理については、熔融処理技術検討委員会の検討結果に基づいて、省エネルギーや経費削減に向けて取り組んでいます。 13. 焼却以外のごみ処理技術については、熱分解によるガス化や油化、コンポスト化、メタン発酵によるバイオガス化やバイオエタノール化などがありますが、いずれも各処理技術に適したごみの確保や残渣物の処理、エネルギー効率、処理費用など検討すべき多くの課題があり、これらの課題を解決する技術については、今後も幅広く調査をしてその動向の把握に努めていきます。 14. 廃プラスチック混合可燃ごみの焼却実証確認は、全て第三者機関である環境計量士の資格を有する計量証明事業の登録及び認定特定計量証明事業者の認証を有している分析機関に測定を委託して実施し、測定データについては、清掃一組ホームページで公表しています。また、大気汚染防止法で規制されている、ばいじん、塩化水素、いおう酸化物、窒素酸化物については、清掃工場に備え付けられた自動測定装置により常時監視・制御を行っています。ダイオキシン類については、極めて微量であることから連続的に測定することはできませんが、国の定めた維持管理基準に基づき、バンカ内でごみを均質になるように攪拌したうえで、焼却量、燃焼温度、一酸化炭素濃度などを管理して焼却処理することで、ダイオキシンの抑制される管理を行っています。このように安定的に燃焼管理することと公害防止装置を適正に管理することで、測定期間以外で特に排出量が多くなるようなことはありません。したがって、多少の変動はあるもののこれらの測定で把握できるものと考えます。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
15. 各工場の安全稼働に支障がでるような不具合や故障、事故など異常が発生した場合は、工場がある所在区と一組ホームページには速やかに情報提供する仕組みを本計画に盛り込むべきである。本年2月の杉並工場での排ガス中の水銀の高濃度発生や9月の品川工場での灰溶融炉での死亡事故は、一組の工場で発生したにもかかわらず、未だに一組ホームページにすら公表されていない。一組の運営が税金によって行われている以上、これらについて23区民は知る権利がある。隠していると誤解されないためにも、今後これらについて速やかに公表する仕組みを本計画に具体的に盛り込むべきである。 <情報公開>	15. 各施設の故障、事故についての情報提供が必要なものについては、速やかに23区に報告しています。また、各処理施設における受け入れ等に影響する故障等については、搬入区に対して速やかに情報提供を行うとともに、持込事業者に対してもホームページでのお知らせを行っています。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
ご意見 1 1 1 人材の育成について 運転管理等業務委託をさらに行うとしているが、直営に戻すべきである。委託会社の従業員は、身分が不安定で、概して定着率も低く、運転経験が蓄積されない。運転は自動化されたとはいえ、ゴミは均質な物質ではない。いつ異常な燃焼が起きないとも限らない。経験の浅い運転員では、異常事態に対処できない。23 区の清掃工場の多くは市街地に隣接しており、重大事故が発生すれば住民への影響は避けられない。可能な限り事故のリスクは減らすべきであり直営が望ましい。委託管理を充実させると述べているが、現場経験のない職員には適正な現場管理ができるはずもない。職員を育てるためにも運転は直営で行うべきである。 <委託・人材育成> 2、危機管理体制についての記述が必要ではないか 震災はじめ、焼却炉にかかる重大事故の予防、事故発生時の対処の方針、事故の拡大防止訓練、住民への周知、機材の準備等について、記述すべきではないか。 <危機管理> 3、地球温暖化防止対策への対処方針はこれでは不十分ではないか？公共施設なのだから、もっと積極的な目標を掲げるべきではないか。現状では、方針が提起できないのなら、専門の検討委員会を設置するなど、もっと積極的な姿勢を持ってほしい。プラスチックのサーマルリサイクルについては、二酸化炭素ガスの排出量を増やす方向ではないかと考える。一部事務組合としても、排ガス中の有害物等の監視とともに、CO2 ガスの増減についての評価もしてほしい。 <地球温暖化対策>	1 ご指摘のとおり清掃工場等の処理施設に搬入されるごみは均質な物質ではないため不測の事態が生じた際にも対応できる管理体制が必要と考えます。そのため、清掃技術訓練センター等を活用し清掃一組の基幹職員を育成し、安定した中間処理体制を確保します。あわせて、民間技術の活用と効率的運営のために外部委託は必要と考えます。また、十分な履行能力を持つ事業者へ委託するとともに監督職員の現場管理能力の向上を図るなどして委託管理を充実させていきます。 2 危機管理体制については、第5章1 効率的で安定した中間処理体制の確保（1）ごみ受入体制の拡充に記載の他、危機管理マニュアルなどの活用を図っていきます。 3 廃プラスチックのサーマルリサイクルは最終処分場の延命化を目的として、23区で実施の方針を決定したものです。廃プラスチックのサーマルリサイクルは焼却により二酸化炭素の排出量が増加しますが、最終処分場から発生するメタンガスの削減や電力会社からの二酸化炭素の排出量の抑制が期待できます。清掃一組では熱回収の効率を向上させるなど熱エネルギーの一層の有効利用等で地球温暖化防止対策を推進していきます。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
ご意見 1 2 1. ごみ量予測を下方修正しましたが、同時に施設整備計画も改善する必要があります。これまで建て替えにあたっては各工場の焼却能力を小さくし対処してきましたが、施設そのものの廃止なども計画に盛り込むべきではないでしょうか。勿論、各区の思惑など課題もあるとは思いますが、本来であれば23区全体でごみ処理についての方向性を明確にし、施設のあり方を考えるべきです。 <ごみ量・施設整備計画> 2. 「焼却能力と地域バランス」で、湾岸地域とその他の地域を比較すれば施設配置の改善ができると考えます。大田工場第2期工事休止だけではなく、ごみの輸送距離とコストと焼却の視点から廃止できる工場の予測などを記載すべきではないのでしょうか。 <整備機計画> 3. 「スラグ貯留施設を段階的に整備する」と書いていますが、スラグ販売が行き詰っているのですから、貯留施設整備ではなく灰溶融そのものを見直すべきではないのでしょうか。主灰処理について環境省や埋め立て処分場延命を期する東京都とも検討すべきです。廃プラスチックの混入割合が増え、消石灰の使用量が増加して飛灰に塩類が多く含まれるようになったことの問題が溶融処理技術検討委員会でも指摘されていたように、スラグの今後の課題を考えたとき、灰溶融の存続そのものの問題にならざるをえないと考えます。 <スラグ・灰溶融>	1 ごみ量予測と施設整備計画 本計画期間内では、中防の破碎ごみ処理施設を廃止するほか、前計画で平成28年度に建替を計画していた大田清掃工場第一工場の建替時期を今後のごみ量の動向をみて改めて検討することとしました。 2 廃止できる工場の予測などを記載すべき 本計画では、ごみ量の減少予測にあわせ施設整備計画を見直し、焼却能力に余力が発生した場合には、必要な焼却余力を確保した上で、地域バランスを考慮し、湾岸地域の工場の整備計画などで焼却能力を絞ることとしています。 3 : スラグ利用と灰溶融の見直し 灰溶融処理については、溶融処理技術検討委員会の検討結果に基づいて、省エネルギーや経費削減に向けて取り組んでいます。 また、溶融スラグについては、「焼却灰溶融スラグの利用促進等に関する方針」を定め、土木・建設資材として利用するために、鉛等有害物質がJISで定めている基準に適合するよう溶出量試験や含有量試験を定期的に行い、安全性を確保し、有効利用の拡大に努めていきます。溶融スラグは、埋立処分場内でサンドマットなどの地盤改良材として多くが有効利用されていますが、これは山砂などの自然材の代替品として利用されるもので、採掘による環境破壊や海外からの輸入などの輸送に伴うCO2発生量の削減にも寄与するものと考えられます。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
4. 廃プラスチックサーマルリサイクルにおいて、当初予測していたプラスチック混入割合が全く検討はずれだったことを一組内でどのように議論し、どう新たな計画に生かしているのでしょうか。それが読み取れません。それがなされた上でごみ量に占める廃プラスチック割合を勘案し、ごみ処理量と施設整備計画の整合性をとるべきではないでしょうか。また、廃プラスチックが増え燃焼温度が高くなり、焼却量の調整が行われているのですから、そうした問題や影響などの実態も明記すべきです。(それによって各区がごみ分別のあり方を考えるきっかけになると考えます) 5. ●アウトソーシングについて今までは書いていなかったのが、今回書き加えておりますが、その必要はあるのでしょうか。確かに区長会で出された方針ではあるでしょうが、大都市 23 区に 21 も清掃工場があり、その安全操業を考えた時、これ以上の委託を中止すべきです。ごみ量の削減により工場を減らせる可能性もありますが、委託を「15 工場」と明記すれば、その方向で進まざるを得なくなり、これまでの一組職員の技術力を今後も育て継承することができる場が無くなっていく危険性があります。また、委託が増えることで、8 社ものプラントメーカーにこれまでのように適正な意見を言える職員を育成することができなくなるのではないのでしょうか。23 区のごみの中間処理の責任を担うためには、確かな技術を持った職員の育成なくしてありえません。 ●また、23 区共同出資の東京エコサービス設立にあたっては、一組を退職する職員をエコサービスの社員として採用することを想定していたと記憶していますが、委託が進み、職員が少なくなり、しかも技術力が低下していけば、清掃一組退職者からの社員採用は益々困難になるのではないのでしょうか。東京エコサービスに特命随意契約が行われている根拠や、今後の見通しが検証された計画なののでしょうか。 <業務委託>	4. 廃プラスチックの混入割合については実施前の 6%程度から 10%程度に増加すると見込んでいましたが、本編第 2 章 3 ごみの組成に記載のとおり、可燃ごみのプラスチック類は平成 20 年度で 11.89%となっています。廃プラスチックサーマルのサーマルリサイクルの影響とその対応については、資料編 1 (3) に記載のとおり、焼却ごみ量当たりの発電量の増加、一部清掃工場で焼却ガス中の塩化水素濃度に若干の上昇が見られたものの、公害防止設備で確実に処理され排ガス測定の結果は、法律の規制値やそれより厳しい操業協定値及び自己規制値を下回っています。排水、周辺環境測定値についても同様に影響がないことが確認されています。発熱量の増加により焼却炉内の温度に若干の上昇がみりましたが、貯留されたごみの攪拌、燃焼空気の調整、焼却量の抑制などして設備や運転管理上の大きな問題は発生しませんでした。 5. アウトソーシングと安全操業等 運転管理等業務委託の推進については、民間技術の活用と効率的運営のため行っています。また、法定資格取得の推進や清掃技術訓練センターの活用により、一組職員の技術水準を維持向上するなど基幹職員の育成を図るとともに、運転管理等を委託をしている工場についても監督職員の現場管理能力の向上を図るなど効率的で安定した中間処理体制を確保していくこととします。 清掃工場の運転管理等の委託にあたっては、十分な運転管理能力をもつ事業者へ委託しています。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
6. サーマルリサイクル実証確認検討委員会が終了しておらず、最終検討委員会を終えて、その意見を反映できるパブリックコメントにして欲しかったと考えます。廃プラスチックの量が増えても、様々な基準値はクリアーしているとお答えになりますが、そのために大量の薬品等を使い処理をしているのです。それを考えれば、これまでのごみ質との違いが与える影響を、清掃一組が分析し、計画に反映することが大事なことではないのですか。高カロリーになる物質が大量に焼却されれば、燃焼変化が著しいことは明白であり、それが炉や主灰、飛灰に与える影響はこれまでの予測を超えると考えます。それらが検証され、清掃工場が安全に操業されるための基本計画とすることを第一にすることが新たな計画の主眼であっていただきたいと考えます。ごみの資源化が23区の各区事項という状況で、あまりにも多種多様なごみが搬入され、清掃一組はどんなごみであれ焼却を一手に担うということが問題であり、23区にその問題点をも考えてもらわなければ、せっかく前倒しで基本計画改訂に取り組むことが生かされていないと考えます。 <廃プラ焼却>	6. 廃プラスチックのサーマリサイクルの影響とその対応については、前述のとおり、資料編1（3）に記載のとおり考えております。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
ご意見13 ●大きな疑問は、一般廃棄物処理基本計画が一組の推計だけで作られているのではないかということです。もちろん、この基本計画の策定には各区の担当者が入っていますが、ごみ量の削減と中間処理場のあり方について、「各区の自治」という美名の下、本音での議論、または23区全域で、未来の社会のあり方、またどう引き継いでいこうかの議論が尽くされていないのではないのでしょうか？ なぜ、各区のごみ減量量が反映されてないのでしょうか。これが反映されていれば、もっとごみ量は削減されると推計されるはずです。 ＜ごみ量推計・整備計画＞ ●また、以前の計画より66万トンもごみは実績で減っているのに、この減量分が何にも（工場の削減等）反映されていません。これはどうしてでしょうか？これだけ、推計が違っているのであれば、当然、工場の2.3の閉鎖があつてしかるべきだと考えます。 逆にごみの焼却余力見込みが増えています。これまで全量焼却が行われなかったのですから、焼却余力が少ないのはわかりますが、全量焼却が達成されたにもかかわらず、なぜ、余力が多く必要なのか、この理由が知りたいです。 もしかして、プラ焼却で中間処理場の事故が増えるという予想の上で、この数字を予想しているのでしょうか？ ＜整備計画・焼却余力＞ ●また、交付金の対象となる清掃工場の施設整備日については、事業仕分けで10%減になっているにもかかわらず、計画素案では交付金は増えています。この交付金が出なかった場合、事業費を各区が負担することを各区は覚悟していますか？そこまでの話し合いがされているのでしょうか？合意になっているのなら、ここはぜひ、基本計画の中にその旨を書き込んでいただきたい。＜交付金＞	●清掃一組の一般廃棄物処理基本計画では、計画期間内のごみ量を予測し、それに対応した計画としています。そのごみ量予測は、特別区長会で定められた「長期的なごみ量推計の手法の検討」に基づき、23区全体として予測する方法をとっています。予測結果は〔本編、第3章、1ごみ量の予測〕に、予測の根拠と考え方は、〔考え方・資料編、I計画策定の考え方、1ごみ量推計〕に記載しています。これまでの調査では、23区における一般廃棄物処理基本計画では平成20年度のごみ量予測値を算出している区は17区で、その合計では、実績値が予測値を約5万4千トン上回り、仮に各区の予測値や削減目標等に清掃一組のごみ量を設定すると、処理できないごみが発生することとなります。そのため清掃一組のごみ量予測値は先に記述した「長期的なごみ量推計の手法の検討」に基づき実際に清掃一組の処理施設で処理しなければならない量という考え方で設定し、計画を作成しています。 ●本計画では、減少する予測にあわせて整備計画を見直し、焼却能力に余力が発生した場合には、地域バランスを考慮し、湾岸地域の工事の整備計画変更などで焼却能力を絞ることとしています。計画の期間内では、中防の破碎ごみ処理施設を廃止するほか、大田清掃工場第一工場の建替え時期を今後のごみ量の動向を見て改めて検討することとしました。また、焼却余力については、計画策定の考え方の2焼却施設整備（1）焼却余力の考え方に記載のとおり、ごみの季節変動や短期的な変動を踏まえて、焼却余力を12%としたものです。 ●施設整備に伴う事業費試算は標準工期と標準事業費を基に建替えの費用を現時点で試算したものです。交付金については、現行の交付要綱等に基づく現時点での試算です。新たな基準は現時点では示されていません。国の進める循環型社会形成推進の考え方に基づく施策に注視し、国や都と情報交換を頻繁に行うなど交付金の確保を図っています。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
●灰溶融施設がほとんど機能していません。しかも出来るスラグはほとんど使用できないのが現状です。今回飛灰、主灰と分けましたが、主灰は含まれる重金属類が多いのと、性状が安定的でないため管理処分場に埋め立てるしかない。と聞いています。また、溶融炉の電気使用量と維持管理が大きいのに、それに対して何のコメントもありません。これを書きこまなくては、基本計画になりません。どんなに「安全」「問題ない」といっても、プラごみの混合焼却が始まり、1年経った今、各区の清掃工場の不具合、補修量が大きく増えているのは隠せない事実です。大きな事故が起こる前に、もう一度プラごみ焼却のあり方を見直さないといけないのではないのでしょうか？片目、または両目をつぶって問題点を見据えない基本計画自体が、砂上の楼閣と思えるのは私だけではないはずです。＜灰溶融・スラグ＞	●灰溶融処理の実績は平成15年の約6万トンから平成19年度には約11万5千トンに、スラグの有効利用量は1万6千トンから6万8千トンに増加しており、溶融処理等実績がすすんでいます。灰溶融処理については、溶融処理技術検討委員会の検討結果に基づいて、省エネルギーや経費削減に向けて取り組んでいます。 また、溶融スラグについては、「焼却灰溶融スラグの利用促進等に関する方針」を定め、土木・建設資材として利用するために、鉛等有害物質がJISで定めている基準に適合するよう溶出量試験や含有量試験を定期的に行い、安全性を確保し、アスファルト混合物骨材、コンクリート二次製品としても利用されています。また、埋立処分場内ではサンドマットなどの地盤改良材として多くが有効利用されていますが、これは山砂などの自然材の代替品として利用されるもので、採掘による環境破壊や海外からの輸入などの輸送に伴うCO2発生量の削減にも寄与するものと考えられます。 清掃工場の故障発生件数については、ホームページ上に毎年公開している清掃工場等作業年報のとおり、廃プラスチックの焼却により、故障が増えた事実はありません。過去3年間の清掃工場の故障件数は、平成18年度が64件、平成19年度が57件、平成20年度が74件です。平成20年度の74件のうち、20件は建替えによる新規稼働工場の初期故障です。なお、清掃一組ホームページには、年度別の故障件数、工場別故障件数一覧などを含む「清掃工場等作業年報」を掲載しています。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
ご意見14 1. 現行の一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」という。）の機関は平成18年度から平成32年度までの15年間ですが、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に沿い、概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うこととしています。しかし、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にはそれにおうじて、みなおしもけなんでしょうねおすべきです。 ＜改定理由＞ 2. ごみ量について、ごみげんりょうにともない、しぶや清掃工場などは、ごみしょうきゃくりょうにたいし、コストもたかくかかるので、そうぎょうていしするようもとめます。 ＜ごみ量・施設整備計画＞ 3. ごみのせいじょうについてのちょうさやはいしゅつされるダイオキシンやゆうがいぶっしつのごみぶんなちょうさ、そして、すうりゅうかんにわたるれんぞくちょうさシステムをせっちするようもとめます。をおこなうようもとめます。たとえばわずかねんかんにかずかすうじかんのだいおきしんちょうさではふじゅうぶんであり、もんだいがあります。また、はいしゅつされるゆうがいぶっしつすべてののうど、はいしゅつりょうについて、ちょうさするようもとめます。しゅうへんじゅううみんのけんこうやかんきょうにおおきなえいきょうをあたえるとかんがえられますので。 ＜搬入ごみ調査、環境測定＞	1. 平成18年1月に策定された一般廃棄物処理基本計画の計画期間は平成18年から平成32年までの15年計画で、概ね5年ごとに計画を改定することとしていましたが、廃プラスチックのサーマルリサイクルの実施によるごみ量・ごみ質に大幅な変化が生じたことなどにより、改定を1年間前倒したものです。 改定前の計画よりもごみ量が減少する見込となったため施設整備計画を見直すなどの改定を加えています。 2. 本計画でのごみ量予測は計画最終年度で前計画よりも66万トン少ない288万トンと予測しました。また、ごみの季節変動や短期的な変動を踏まえて、焼却余力を12%確保したうえで、減少する予測にあわせて整備計画を見直し、焼却能力に余力が発生した場合には、地域バランスを考慮し、湾岸地域の整備計画変更などで焼却能力を絞ることとしています。計画の期間内では、中防の破碎ごみ処理施設を廃止するほか、大田清掃工場第一工場の建替え時期を今後のごみ量の動向を見て改めて検討することとしました。渋谷清掃工場は、焼却能力にほとんど余力ない地域にあり、操業継続が必要と考えます。 3. ごみの性状調査は、清掃工場のバンカ等貯留施設で、年4回程度の定期的に調査しています。また、大気汚染防止法で規制されている、ばいじん、塩化水素、いおう酸化物、窒素酸化物については、清掃工場に備え付けられた自動測定装置により常時監視・制御を行っています。ダイオキシン類については、極めて微量であることから連続的に測定することはできませんが、国の定めた維持管理基準に基づき、バンカ内でごみを均質になるように攪拌したうえで、焼却量、燃焼温度、一酸化炭素濃度などを管理して焼却処理することで、ダイオキシンの抑制される管理を行っています。このように安定的に燃焼管理することと公害防止装置を適正に管理することで、測定期間以外で特に排出量が多くなるようなことはありません。したがって、多少の変動はあるもののこれらの測定で把握できるものと考えます。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
4. しゅうへんかんきょうにゆうがいぶっしつをばらまくサーマルリサイクルではない、マテリアルリサイクルなど、おおいにしげんがかつよう、さいりようできるシステムをこうちくするべきです。 <環境負荷・廃プラサーマル> 5. ごみしょうきやくは、たいりょうにゆうがいはいきぶつやこうねつのはいガスをはいしゅつします。ちきゅうおんだんかのげんいんともなりますので、ごみのしょうきやくをやめていくようなぐたいてきなけいかくにするべきです。 <環境負荷・熱回収>	4. プラスチックごみ混合焼却処理と排ガス・環境への影響について廃プラスチック混合可燃ごみの焼却実証確認は、全て第三者機関である環境計量士の資格を有する計量証明事業の登録及び認定特定計量証明事業者の認証を有している分析機関に測定を委託し実施し、測定データについては、清掃一組ホームページで公表しています。 また、サーマルリサイクルの実施に当たっては、まず発生抑制をし、次にマテリアルリサイクルまたはケミカルリサイクルを進めそれでも残った、ごみとして排出されるものについては「可燃ごみ」として収集し、清掃工場で焼却処理することにより熱エネルギーを回収することとしており、ごみの減量とリサイクル推進を前提とするものです。 5. 本計画では、環境負荷の低減を施策に掲げ、その取組として環境保全対策を推進することとしています。ごみを焼却処理する過程で発生する有害な物質を燃焼管理により抑制し、削減・無害化して環境負荷を可能な限り低減することとしています。 また、熱エネルギーの一層の有効利用を図るため高効率発電を導入するなど地球温暖化防止を推進します。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
ご意見15 1. 発生原単位や排出抑制量の設定の根拠、現行計画からの変更点ならびに変更の理由について、示して頂きたい。また、発生原単位や排出抑制量の見込みにあたって、各区の目標数値や資源化の取り組み状況は考慮されたのか。されていないとしたら、それはなぜか<ごみ量> 2・必要焼却余力を現行計画の7%から12%に引き上げることにについて、①平成20年度の月変動係数をそのまま算定の基礎として使用しているが、同年10月からの「サーマルリサイクル」全面実施に伴う可燃ごみ量の急増による一過的な変動を考慮すべきではないか、②新たに年始回復作業による週変動を必要焼却余力算出の根拠として採用しているが、この週変動は焼却処理上、大きな課題となってきた事実はあるのか、現行計画では週変動は考慮されていなかったがその理由は何か、③年末年始のごみ景変動への対応が課題となっているとしても、稼働停止期間を短縮または廃止する、あるいは持ち込みごみの搬入調整や年始回復作業の平準化を図るなどの方策こついてもあわせて検討されるべきではないか 3・同時に施設整備を行う工場数を原則として2工場とすれば、2020年度までの計画期間中の焼却余力は、おおむね20%近くになると思われる。特に、目黒工場については、現行計画でも建屋・炉ともに特に問題なしとされており、整備時期を遅らせることは可能ではないか。また、工場の計画耐用年数を実績を踏まえ26～30年としているが、この間の更新実績はダイオキシン対策などの外因にも大きく左右されてきたものであり、施設の長寿命化が求められている中、耐用年数の見直しについても検討すべきではないか。とりわけプラント更新のみという選択が難しいのであれば、長寿命化と全面建て替えをコスト面・機能面で慎重に比較検証して頂きたい。	当組合の考え方 1. ごみ量推計の発生原単位等の根拠については、計画策定の考え方1 ごみ量推計(2) ごみ発生量と排出抑制量の捕らえ方 に記載のとおり、ごみ排出原単位等実態調査の集計結果その経年変化からの傾向を根拠としています。現行計画の原単位は括弧内に記載のとおりで、発生抑制量については、行政回収に新たに民間ルートによる資源化率を加えています。各区の目標値等については、これまでの調査では、23区における一般廃棄物処理基本計画では平成20年度のごみ量予測値を算出している区は17区で、その合計では、実績値が予測値を約5万4千トン上回り、仮に各区の予測値や削減目標等に清掃一組のごみ量を設定すると、処理できないごみが発生することとなります。そのため清掃一組のごみ量予測値は先に記述した「長期的なごみ量推計の手法の検討」に基づき実際に清掃一組の処理施設で処理しなければならない量という考え方で設定し、計画を作成しています。 2. 計画策定の考え方2 焼却施設整備(1) 焼却余力の考え方③必要な焼却余力の算出では、ア月単位でみた可燃ごみ量の季節変動とイ週単位でみた可燃ごみのピーク値の双方から余力を算出しています。平成20年度に廃プラスチックのサーマルリサイクルが本格実施され月変動、週変動ともにピークとなりました。今後も廃プラスチックのサーマルリサイクルが継続されることから、年末年始のようなごみ量の多くなる時期に、大きな変動が再び生じた場合にも全量焼却が可能な体制を確保することができる焼却余力を算出しています。なお、年末年始期間については、清掃一組の清掃工場は全工場が焼却処理を続けていますが、区収や持込など収集運搬は休暇を取る必要があることから搬入の平準化は困難であると考えます。なお、本年は年始期間の1月3日に、試験的に持込業者の搬入を受け入れましたが、搬入量は約1,800トンでした。 3. 計画期間中の焼却余力については、「清掃工場の整備スケジュール」に記載しています。清掃工場の建替えにあたっては個々の施設状況も考慮しますが、将来にわたって安定的な中間処理体制を確保するため、施設整備計画は各工場のしゅん工年度から計画耐用年数である稼働年数25年～30年での建替えを原則とし、さらに、各区の収集運搬への影響が少なくなるよう配慮し計画されています。また、設備延命化対策等による清掃工場の長寿命化については、今後もより一層の努力をしていきます。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
4・焼却能力と地域バランスの検討にあたって、「湾岸地域」と「その他」の区分のみを行っているが、地域処理単位ごとに同様の検討・評価を行うべきではないか。＜地域バランス＞ 5. 焼却灰の全量溶融処理を見直すという大きな方針転換が盛り込まれているが、全量処理を目的として整備が進められてきた灰溶融施設についても、今後、その縮小・再編を検討すべきではないか。 ＜溶融＞ 6. 事業費試算について、①2010・2020年度の事業費を見ると、総事業費は現行計画に比べて20億程度の増にとどまるのに対して国庫からの交付金が258億円から330億円へと大幅に増えているが、その理由は何か、⑨中間まとめから「原案」に至る過程で、試算中、組合債と一般財源の額が大きく修正されているが、その理由は何か。 ＜経費＞ 7. 経常的な中間処理経費が当初の経営計画の想定を超えて増加しており、他方、アウトソーシングや売電、スラグ活用などによる財政効果は当初の見込みを下回っているなかで、一般財源の原資である各区分担金が当初の想定を超えて増大していくことを危惧する。一組財政の安定的な設計という点からも、施設整備計画のいつその見直しを求める。 8・当初、検討委員会の資料を積極的に公表しようとしなかったことはたいへん遺憾であり、反省を求める。あわせ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7に定める「廃棄物減量等推進審議会」について、23区の大半で設置されている点も踏まえ、一組でも早急に設置することを求める。 ＜廃棄物減量等推進審議会＞	4. 処理能力と地域バランスの比較は、地域処理を検討するためのものではなく、現在の共同処理を続けていく中での、23区全体の清掃施設バランスを表示したものです。 5. 灰溶融施設については、ごみ量予測の見直しや灰の発生率の見直しを踏まえて、大田清掃工場に併設する予定だった灰溶融施設について、今後改めて検討することとし、設置を見送っています。縮小・再編については、今後のごみ量等を見定める必要があると考えます。 6. 交付金については、主に平成21年度より循環型社会形成推進交付金の交付内容が拡充され、高効率ごみ発電設備に対し、従来1/3だった交付率が1/2にあげられたため増額となったものです。中間まとめからの修正は、各経費についてより精査した結果によるものです。 7. 今回の改定では、このごみ量が減少する見込みとなったことから、施設の廃止を含めた見直しを行い、経費の節減を図っています。破碎ごみ処理施設の廃止や不燃ごみと粗大ごみの処理施設を統廃合するなど、維持管理経費を削減し効率的な運営を目指しています。 8. 一般廃棄物処理基本計画の策定に当たっては、23区や東京都、清掃一組の委員で構成する検討委員会、ワーキンググループを設置し検討をすすめました。この検討過程では、各委員会等で資料や議事要旨をホームページ上で公開し、原案のパブリックコメント実施前にも意見募集を行いました。また、清掃一組では、サーマルリサイクル実証確認結果の確認等検討委員会などで23区民や学識経験者で構成する検討組織を設置するなど、必要に応じて検討組織を設置しています。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
9・この間、財政計画が毎年のように大きく修正され、中長期的に見た計画的な財政運営が破たんしているのではないかと。一般廃棄物処理基本計画の改定と合わせ、少なくとも5年を単位とした財政計画を再度、確定するとともに、一組行政の基本となる経営計画についても改定すべきではないかと。 <財政運営>	9. 本編第6章施設整備計画 4施設整備に伴う事業費試算に記載のとおり、施設整備に伴う事業費試算については、計画期間内の試算を行いました。また、財政計画については、財政収支の見込みが現実的な3カ年の財政収支を毎年改定し公表しています。 経営計画についても、原則5年ごとに見直すこととしていますが、必要に応じて前倒しで見直しを行います

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
ご意見16 P1 「はじめに」について 本項は、平成18年1月に策定したものを「策定指針」の規定に従って改定しました、という意味に理解しますが、ここで清掃一組の基本理念を示し、その事業推進にこの基本計画をどのように活用するのかを明示する必要があると思います。何のための計画ですか？計画の目的がはっきりしていません。策定することが決められているから作りました、というものしない様お願いいたします。 P2 計画策定の趣旨 清掃一組の基本計画：本項は、焼却処理等の中間処理を主な内容とした基本計画である、という意味に理解しますが、これは次項の「基本計画の性格」に当たるのでは？ P3 基本計画の性格：本項は、計画策定の根拠を示し、その位置づけを説明されていると理解しますが、経営計画の4つの柱のうちの1本なのか、「循環型社会づくりの一翼を担う一組」という1本の柱のうちの具体的な取り組みの部分なのか？説明不十分では？ 循環型社会とは、廃棄物をごみにしない社会である。スラグの有効利用で循環型であるといっても、ごみ減量にコミットしない清掃一組が“循環型社会づくり”ということには違和感がある。 P3 計画期間：本項は、本基本計画が平成22年度から平成32年度までの11年間の計画であり、必要に応じて見直す、とあります。 「～年度としています。」「～見直しを行って行きます。」という文章に、この計画は一体誰がつくって、誰が実行する計画なのか？と疑問に思います。 次項以降にも、このような表現が何度も使用されているため、計画自体がまるで第三者の解説のように感じます。	計画書本編に記載のとおり、清掃一組の一般廃棄物処理基本計画は、清掃一組が担う廃棄物の中間処理について策定するもので、廃プラスチックのサーマルリサイクルの実施により前計画が前提としていたごみ量等に大きな変化が生じたため、清掃一組が自主的に判断し、前倒しで計画を改定しました。 23区の清掃事業が区、清掃一組、東京都がそれぞれの役割を持ってすすめられているなかで、清掃一組の担う役割を明確にするため本項を設けています。 本項では、清掃一組が担うごみの中間処理の中で、循環型社会づくりにも配慮して可燃ごみの焼却熱の回収を効率的に行うことや不燃ごみ粗大ごみの中から鉄やアルミなどの資源を多く取り出すこと、焼却灰を処理し良質なスラグ生成し有効利用することなどで循環型ごみ処理システムを目指し、これを本計画で体系化したことから計画の性格としています。 主体的な表現に修正いたしました。 「年度とします。」「見直しをおこないます。」

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
P4, 5 23 区の概況とごみ処理の現状 本項は、東京都全体に対して 23 区部の面積 28.4%、人口 67.7%、事業所数 80.7%と示されておりますが、ごみ量をなぜ示さないのか？ P5 ごみ収集実績：本項は、平成 12 年度から 20 年度までのごみ量推移を表しています。廃プラスチックの焼却処理開始以降、「不燃ごみが約 6 割減少し、可燃ごみが 1 割増増加」というのは、不燃ごみと可燃ごみで分母が違うので、ごみ量（t）の表記を加えるべき。 プラスチックの焼却処理開始でごみ量が大きく減り、増え分は少し、という印象を受ける文章で、約 6 割に 1 割増という表現からも意図的にそうしているような感じまで受ける。誤解を受けない様な配慮をした訂正を求めます。 P6 ごみの組成：本項は、ごみの組成（％）の推移を可燃ごみの組成と不燃ごみの組成で対比させて示しております。前項でも指摘しましたが可燃と不燃では分母となる値が違うので、対比させる場合は割合（％）だけでは不十分で量（t）を併記するべきです。 量としての増減が分からないのに、全体からは不燃物が増えプラスチック類が減っている印象を受けます。勝手な印象で誤解を生まないよう配慮するべきです。 実証確認のごみ組成でプラスチック類が 20％超の場合もあり、20 年度の 11.89%というのは全体の平均なのか？その数字が正しいと思えませんが、正しいならば廃プラ焼却はほぼ計画通りであり、本計画見直しを 1 年前倒しで実施した意味を改めて聞きたい。 “廃プラの焼却処理” 自体がもともとの基本計画にはなかったのでしょうか？	ごみ量は清掃一組や 23 区が対象としているごみ収集量を 2 のごみ収集量として現況に記載しています。産業廃棄物を除く東京都全体のごみ量に対する区部のごみ量は約 76%（「東京都区市町村清掃事業年報平成 19 年度実績」）となっておりますが、分別区分の違いなどがあり単純には比較できないため、掲載していません。 ごみ量は廃プラスチックのサーマルリサイクルのモデル収集がはじまる直近の平成 17 年度と平成 20 年度を比較したもので、総量は 17 年度の 3,390 千トンから 20 年度には 3,058 千トンに減少していますので約 1 割の減、同様に区収可燃ごみ 1,676 千トン→1,792 千トン、不燃ごみ 512 千トン→184 千トンで比較しています。 （本文の表現を修正） 廃プラスチックのサーマルリサイクルがモデル実施される前年の平成 17 年度と 20 年度の実績を比較すると、可燃ごみでは約 7%の増加、不燃ごみでは約 64%の減少、(中略)総量としては約 10%の減少がみられます。 本項に記載のごみ組成は、記載のとおり「清掃工場等搬入先ごみ性状調査」をもとに作成しており、清掃工場等の処理施設のごみ性状を定期的に調査した結果の年間平均を代表値として用いたものです。調査は可燃ごみ、不燃ごみともに一定量のごみを採取し、その性状を調べたもので、それぞれの全体量とは関係していません。平成 20 年度の可燃ごみ組成は、先に記載のとおり年間の平均値です。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
P7 ごみ処理の流れ：本項は、ごみ処理におけるごみの流通過程を図（図―6）で示しております。21 年度現在の流れの図のようですが、本文で触れられている 23 年度以降どうなるのか、不燃ごみ処理残さの「その他ごみ」が図中のどこに当たるのか等、本文と図の関係が分かりにくい。 P8 ごみの中間処理に係る経費：本項は、平成 16 年度から 20 年度までのごみ処理にかかる経費の推移を示しておりますが、図表で示すだけでなく、増減理由を説明していただきたいと思います。 P9 ごみ量予測 ごみ量の予測は経済情勢にも影響されるので、非常に難しいとは思いますが、22 年度以降 0.5%ずつ成長と考えるのは、ごみの発生量を多く見積もっていると思います。 家庭系ごみの平成 32 年度資源化率 35%は、各区がごみ削減目標をほぼ達成するという考えであり、その場合、おおよそ 18 年度比で 30%減量、32 年度のごみ量は 230 万 t である。 32 年度予測量 288 万 t はもっと精査すれば下方に修正出来ると考えます。 本項だけ現計画との比較がありますが、それはむしろ他の各項ですべきことです。ここは各区の計画にあるように、〇〇年度比××%減とすべきです。 現計画の 32 年度予測値 354 万 t は既に意味がなく、それより 66 万 t 少なく見込んだということに意味はありません。今回の計画見直しで、大幅に大胆な下方修正をしたとの間違った印象を意図的に演出しようとしている、と誤解を生むだけかもしれません。	流れ図等を修正しました。 本文に増減理由を加えました。 ごみの中間処理経費は、清掃工場の建替えある年度とない年度で施設整備のしめる割合が全体経費に影響し増減します。 清掃一組の一般廃棄物処理基本計画では、計画期間内のごみ量を予測し、それに対応した計画としています。そのごみ量予測は、特別区長会で定められた「長期的なごみ量推計の手法の検討」に基づき、23 区全体として予測する方法をとっています。予測結果は〔本編、第 3 章、1 ごみ量の予測〕に、予測の根拠と考え方は、〔考え方・資料編、I 計画策定の考え方、1 ごみ量推計〕に記載しています。これまでの調査では、23 区における一般廃棄物処理基本計画では平成 20 年度のごみ量予測値を算出している区は 17 区で、その合計では、実績値が予測値を約 5 万 4 千トン上回り、仮に各区の予測値や削減目標等に清掃一組のごみ量を設定すると、処理できないごみが発生することとなります。そのため清掃一組のごみ量予測値は先に記述した「長期的なごみ量推計の手法の検討」に基づき実際に清掃一組の処理施設で処理しなければならない量という考え方で設定し、計画を作成しています。
P12 計画の目標と施策の体系 計画の目標：本項は、清掃一組の役割として区民の生活環境維持への貢献と循環型社会形成のための取組を挙げ、目標として「循環型ごみ処理システムの推進」を掲げておりますが、目標が抽象的で、達成度が検証できません。検証できる具体的な数値目標を立て、実行責任を明確にするべきです。	ごみ量の推計に基づき、数値の予測が可能なごみ発電については本編第 5 章 3 地球温暖化防止対策の推進（1）熱エネルギーの一層の有効利用に予測を、自然エネルギーの有効活用による発電については（3）その他の環境への取組に記載しました。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
P14 ごみ受け入れ体制の拡充：本項は、拡充策として受入時間拡大、収集運搬に配慮した搬入調整、粗大ごみ受け入れ施設増、事業継続計画策定し非常時に対応を挙げております。 循環型社会づくりの視点で見れば受入時間の拡大は相反する施策です。社会の要請は清掃工場への入り口を狭め、資源化へ誘導する施策です。 受入時間の拡大はそのこと自体はすぐにでも実施できる施策ですが、可燃ごみ中への不燃物混入問題、廃プラ焼却開始でそれが増加する懸念も生じ、解決策もない状態で、実施すべきではありません。優先順位は極めて低い施策です。 P14 安定稼働の確保：本項は、安定稼働確保策として、運転・監視と点検・検査、補修や故障の事例分析を挙げております。「予防保全で故障の少ない安定的な施設の稼働」の故障の多い少ないとは件数で判断するのか？安定的な稼働ができたかどうかの判断基準は？ 適正搬入促進のため指導・監視強化とは具体的にどうやって強化するのかを明示しなければ計画として不十分です。明示した計画を実行していく必要があります。前項の受入時間拡大とも関連します。	各区や事業者によって収集されたごみは迅速に処理することが必要であり、受け入れ体制の拡充は必要と考えます。そのうえで、適正搬入を促進するための指導・監視を強化します。 予防保全は、現在、機器が機能している状態であっても、過去の故障事例から相当時間になれば故障が発生することを予測して、事前に部品などの交換を行うことで、故障を未然に防ぐものです。故障による停止を少なくし焼却炉を継続的に稼働させごみの搬入・処理に影響がないようにすることが安定稼働の確保だと考えています。搬入指導の強化は、搬入時の照合回数を増やすことなどを想定していますが、いくつかの方法を試行し最も効果の上がる方法で実施するものです。
P15 中間処理を担う人材の育成：本項は、職員の技術水準の維持・向上の取組として法定資格取得の推進と清掃技術訓練センターの活用を挙げております。 取組を充実させるだけで、有資格者数を増やす気がないのでしょうか？人件費のこともありますからね。 資格毎に、現在の資格保有者数と目標とする維持したい資格者数を示した方が良いのではないのでしょうか？資格取得推進ではなく、単なる取得奨励になってしまいます。	中間処理を担う人材育成では、①法定資格取得の推進とは、作業に必要な法定資格を作業にあたるすべての職員が取得することを目指すものです。 (表現を修正)

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
P15 運転管理等業務委託の推進：本項は、効率的運営のための外部委託の拡大についてです。当然監督職員の現場管理能力の向上が求められますが、管理能力をどうやって評価するのか？どうなったら「委託管理を充実」させたといえるのか？各項目に言えることだが、計画に具体性が足りない。基本計画には具体的に載せないだけで、ほかに詳細な実施計画やら規定などを策定するのであれば、その旨を明記しておく必要もある。 P15 ごみ処理技術の動向の把握：本項は、今後展開する可能性のある技術について把握することに努める、と言っております。これはもう計画とは言えません。技術について調査し把握し、今後展開する可能性を探るのでは？展開に前向きな姿勢がないと意味がありません。 P16 環境負荷の低減 “低減”の計画であれば、“何をいつまでにどれだけ減らす”ということが含まれていなければならないと思います。 P16 環境マネジメントシステムの活用：本項は ISO14001 の確立・維持を図ると言っておりますが、これから認証取得しようという施設があるのですか？環境マネジメントシステムの継続的運用では？ P17 地球温暖化防止対策の推進 熱エネルギーの一層の有効利用：ごみ発電の実績と予測の表（表―7）がありますが、ごみ量予測に応じて発電量も現計画から大幅に減ることになっていると思います。比較を載せるべきだと思います。	委託管理の充実によって委託施設の安定稼働を目指すものです。 焼却以外のごみ処理技術については、熱分解によるガス化や油化、コンポスト化、メタン発酵によるバイオガス化やバイオエタノール化などがありますが、いずれも各処理技術に適したごみの確保や残渣物の処理、エネルギー効率、処理費用など検討すべき多くの課題があり、これらの課題を解決する技術については、今後も幅広く調査をしてその動向の把握に努めていきます。 第 5 章 2 環境負荷の低減では、まず、焼却炉や公害防止設備の運転管理を最適に行うことで、焼却処理過程で発生する有害な物質をできるだけ抑制、削減・無害化して環境負荷を低減することを目指しています。 環境マネジメントシステムについては、現在稼働している工場での継続と建替えによって新たに取得する工場があることから、活用としています。 平成 20 年度の実績を前計画の進捗状況として巻末に記載しています。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
P18 その他の環境への取組：本項は、主な環境対策の現状が表（表―8）で示されておりますが、同表に数年後の数字を入れると計画らしくないと思います。 P19 資源回収の徹底 ごみ処理過程での資源の選別回収：本項は、選別制度の向上（鉄アルミ）と新たな資源化（鉄アルミ以外）検討するとしておりますが、現状の回収量実績はどうなっているのでしょうか？今までも選別精度の向上を目指して取り組まれてきたのではないのでしょうか？ 鉄アルミ以外の資源とは一般にレアメタルと呼ばれる物のことでしょうか？ 小型家電回収のことと併せて各区と一緒に検討していく事が必要ですし、何より一番必要なのは実現に前向きな姿勢ですが、それが感じられません。 P20 最終処分場の延命化 最終処分場のキャパシティがあと 35 年と言われている現状で、延命化に取り組んだ平成 32 年度で処分場の余力はどうなっていると予測されるのでしょうか？ここが肝なのでは？ P21 施設整備計画 施設整備はごみ量次第で、炉規模縮小、廃炉、施設変更、工場閉鎖という可能性が考えられる。施設整備計画策定は考えられる可能性を視野に入れて検討されるべきで、区民参加の検討委員会を設置し議論を深めるべきだと思います。 本基本計画においてはその体制づくりを打ち出す必要があるのではないかと考えます。	建替えを予定する全ての工場が実施設計段階にないことから、緑化面積等が記載できないため、目標を挙げることが出来る項目について文中に記載しました。 資源回収の徹底の観点から、更に選別精度の向上を目指すものです。実績については記載できるものを巻末の現行計画の進捗状況に記載しています。 鉄アルミ以外の資源化については、布団や畳などの再資源化の可能性について変動する市場動向や回収技術の進展や回収コストなどを見ながら、検討をすすめます。 なお、小型家電については都や各区が回収の試行や検討を行っています。 最終処分場の管理は東京都の役割で具体的なキャパシティは清掃一組で算出することはできませんが、清掃一組では中間処理残さを最小化していくことにより、最終処分場の延命化を進めるものです。 ごみの減量化の行動主体である区民の皆さんの協力を得ながら各区が計画等に取り入れたごみ減量が確実にすすみ、実績として確認された時点では、ご指摘の施設整備のあり方が反映されるものと考えます。23 区の策定する一般廃棄物処理基本計画では、減量目標を設けている区も多くあり 20％程度の減量目標を設けている区もありますが、清掃一組の一般廃棄物処理基本計画では、計画期間内のごみ量を予測し、それに対応した計画としています。そのごみ量予測は、23 区の区長で構成する特別区長会で定められた「長期的なごみ量推計の手法の検討」に基づき、23 区全体として予測する方法をとっています。一方、23 区はごみの減量・リサイクルの推進を担うことから、ごみの削減目標を計画に設けている区もあります。これまでの調査では、23 区における一般廃棄物処理基本計画では平成 20 年度のごみ量予測値を算出している区は 17 区で、その合計では、実績値が予測値を約 5 万 4 千トン上回り、仮に各区の予測値や削減目標等に清掃一組のごみ量を設定すると、処理できないごみが発生することとなります。そのため清掃一組のごみ量予測値は、先に記述した「長期的なごみ量推計の手法の検討」に基づき、実際に清掃一組の処理施設で処理しなければならない量という考え方で設定し、計画を作成しています。

一般廃棄物処理基本計画(原案)パブリックコメントにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

ご意見(受付順)	当組合の考え方
P22 清掃工場の整備計画 焼却余力は、現状7%でも多い。ごみ量が減少すれば相対的に余力は増えるので、過剰な余力を見込む必要はない。年末年始の極短期的な変動分を考慮する必要は全くない。 耐用年数を「これまでの実績から25年から30年程度」とするとありますが、P14には「長寿命化を図る」とありますので、ここでは今までの実績以上の耐用年数の設定をするべきでは？ P22 清掃工場の整備スケジュール：エ：大田清掃工場第一工場の検討については立替時期ではなく、立替計画を対象にするべきだと思います。 立替などで新しく作る工場は、ごみバンクの基本的設計を考え直す必要があるのではないのでしょうか。バンクの底のほうの臭いの原因になる動かせないごみや、クレーンによる攪拌などの効率の悪さ等、改善の余地があると思います。 P23 清掃工場の整備スケジュールと P25 施設整備に伴う事業費の試算の関連をもっと分かりやすくして欲しい。 P24 別途処理が必要な廃棄物の処理施設：スプリングマットレスについて、適正な処理のあり方を模索するとあるが、本計画期間11年間も模索し続けるわけではあるまい。計画と言える計画を策定していただきたい。	焼却余力の必要性については、計画策定の考え方2に焼却施設整備に詳細に記載しているとおりで、年末年始の短期的な変動も考慮する必要があると考えます。 耐用年数については、確実な中間処理体制の維持のため、これまでの実績から設定していますが、各工場の建替え時期については、個々の施設状況も考慮し、さらに施設が将来にわたって安定的に稼働できるよう計画していきます。 大田清掃工場第一工場については、今後のごみ量の動向を注視する必要があると考えます。清掃工場の基本設計については、個別の建替え計画の中で取り入れられる技術を検討していきます。 (本文中の表現を修正) 施設整備に伴う事業費は、平成24年から26年にかけて、大田清掃工場第二工場、練馬清掃工場、杉並清掃工場の建替えが重なりピークとなります。 スプリングマットレスについては、製造者責任の観点から23区とともに業界に対し資源化などの取組を求め、全日本ベッド工業会がスプリングマットレス処理の現状を視察するなどの取組を進めています。